

# 官報

號外

明治三十一年五月二十六日 木曜日

內閣官報局

○第十二回 帝國議會

衆議院議事速記録第五號

明治三十一年五月二十五日(水曜日)午後一時九分開議

議事日程 第四號 明治三十一年五月二十五日

午後一時開議

北海道官設鐵道會計ニ關スル法律案

第一

(政府提出)

臺灣銀行法中改正法律案(政府提出)

第二

臺灣銀行法中改正法律案(政府提出)

傳染病院等ノ敷地地租免除ニ關スル法律案(政府提出)

第三

衆議院議員選舉法改正法律案(政府提出)

第四

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五

競賣法案(政府提出)

第六

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第七

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第八

集會及政社法改正法律案(工藤行幹君提出)

第九

保安條例廢止法律案(金山從革君提出)

第十

豫戒令廢止建議案(金山從革君提出)

第十一

民法中改正法律案(元田肇君外)

第十二

明治三十年法律第三十九號中追加法

第十三

明治二十二年法律第十五號會計檢查

第十四

會計檢查院長官評定官懲戒法案

第十五

明治二十九年法律第九十一號中改正

法律案(工藤行幹君)

外二名提出

○議長(片岡健吉君) 諸般ノ報告ヲ爲シマスル

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

競賣法案

實業教育費國庫補助法中改正法律案

江原素六君外五名提出ニ係ル外交ニ關スル質問、大東義徹君外八名提出ニ

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

關係外政ニ關スル質問ニ對シ西外務大臣ヨリ左ノ答辯アリ  
衆議院議員江原素六君外五名ヨリ提出ノ外交ニ關スル質問竝ニ同議員大東義徹君外八名ヨリ提出ノ外政ニ關スル質問ニ對シ外務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十一年五月二十四日

外務大臣男爵西德二郎

衆議院議長片岡健吉殿

ル答辯書

第一第一問ニ對シテハ目下尚未タ明言スルノ時機ニ非スト思考ス

第一第二問ニ對シテハ英國政府ヨリ、曩キニ帝國政府ニ向テ、帝國軍隊カ威海衛ヲ撤退セシ後、英國ニテ同地ヲ清國ヨリ、借入ル、コトニ異議アルヤ否ヲ問ヘリ、因テ之ニ對シテ異議ナキ旨ヲ答ヘタリ

第一第三問ニ對シテハ帝國政府ハ及フヘキ丈清國ノシテ、其ノ安全ヲ保タシメムト欲スルモノナリ

第一第四問ニ對シテハ帝國政府ハ、目下清國政府ニ向テ談判中ナリ

第一第五問ニ對シテハ日布兩國政府ハ前キニ係争事件ヲ、與國ノ仲裁ニスルコトニ協定シ、目下右仲裁ニ附スヘキ條件ニ付交渉中ニ在リ

右及答辯候也

明治三十一年五月二十四日

外務大臣男爵西德二郎

衆議院議員大東義徹君外八名ヨリ提出ノ外政ニ關スル質問ニ對ス

ル答辯書

第一第一問ニ對シテハ暫約ナシ之ヲ爲サンメサリシハ當時ノ事情許サハル所アリシニ由レリ

第一第二問ニ對シテハ帝國政府ハ露國政府ヨリ旅順口大連灣及其附近ノ土地ヲ清國ヨリ借受ケタル旨及大連灣ハ外國貿易ノ爲メ開放スヘキ旨通知ニ接シタリ又露國ハ東清鐵道ノ幹線ヨリ奉天半島ノ適宜ノ地ニ至

ル支線鐵道ヲ敷設スルノ特權ヲ得タリト聞ケリ

一 第三問ニ對シテハ帝國政府力得タル所ノ報道モ是迄新聞紙又ハ其ノ他ノ通信等ニ散見スル所ト大差ナキヲ信ス其詳細ニ至テハ尙未タ明確ナラサル所アリ

一 第四問ニ對シテハ帝國政府ハ内外ノ情勢ニ鑒ミ實際ノ利害ヲ慮リ適當ト思惟シテ執ル所ノ措置ニ至テハ今日之ヲ明言スルヲ得ス

右及答辯候也

明治三十一年五月二十四日

外務大臣男爵西德二郎

貴族院ヨリ送付セラレタル議案左ノ如シ

明治六年第三百三號布告改正法律案

日本勸業銀行法中改正法律案

タル旨同院ヨリ通牒アリ

明治三十一年勅令第二十一號(承諾ヲ求ムル件)

貴族院ハ本院ノ送付ニ係ル政府提出生絲直輸出獎勵法廢止法律案ヲ可決シ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

製鹽業調査ニ關スル建議案

提出者

田邊爲三郎君

橋本久太郎君  
濱口吉右衛門君

提出者

和田彦太郎君  
野崎定次郎君

提出者

恵松隆慶君  
右田古文君

提出者

利光鶴松君  
山口熊野君

提出者

佐々木高榮君  
菅原傳君

提出者

代議士選舉ニ關スル心得方ヲ小學校教科書ニ編入スルノ建議案

提出者

村松愛藏君  
村松愛藏君

提出者

竹内正志君肥塚龍君市島謙吉君波多野傳三郎君ヨリ臺灣經營ニ關スル件、根本正君村松愛藏君重岡薰五郎君菅原傳君利光鶴松君ヨリ比律賓事件ニ關スル件、井上角五郎君ヨリ外國人ノ我會社株式ヲ所有スル件ニ附キ質問書ヲ提出セラレタリ

特別委員長及理事左ノ通當選セラレタリ

同理事

法例修正案外四件委員長

同理事

戶籍法案委員長

同理事

一圓銀貨幣引換ニ關スル法律案外一件委員長

同理事

明治二十九年度豫備金支出ノ件外三件ノ委員長

同理事

明治三十一年五月二十四日

北海道官設鐵道會計ニ關スル法律案委員長  
同理事

香川縣下郡廢置法律案委員長  
同理事

廣島縣下郡廢置法律案委員長  
同理事

傳染病院等ノ敷地地租免除ニ關スル法律案委員長  
同理事

特別委員左ノ通指名セリ  
同理事

特別輸出港輸出物品指定ニ關スル法律案委員長  
同理事

松島廉作君  
杉下太郎右衛門君  
堀田建太郎君  
工藤行幹君  
芳賀宇之吉君  
江島久米雄君  
齋藤貞輔君  
秋山源兵衛君  
市制中東京市京都市大阪市ニ於ケル特別廢止法律案外一件委員長  
肥塚龍君  
松田秀雄君  
中野武營君  
臺灣經營ニ關スル質問書

平林九兵衛君  
大三輪長兵衛君  
片岡直溫君  
松尾寛三君  
村瀬庫次君  
村上一郎君  
皆川四郎君  
相政君  
利光鶴松君  
江崎權兵衛君  
櫻井直藏君  
本城安次郎君  
小川虎一君  
青木正太郎君  
藤岡義一君  
秋岡金作君  
西谷金藏君  
林喬君  
浦野鉢平君  
松井壯君  
利光鶴松君  
江崎權兵衛君  
櫻井直藏君

坂行三君  
荒川高三郎君  
脇坂行三君  
山本松太郎君  
和田彦次郎君  
山藤靜夫君  
坂本金彌君  
和田賀君  
西村真太郎君  
川真田市太郎君  
高須賀穰君

同理事

右三件成規ニ據リ質問ニ及ヒ候間至急詳細答辯有之度候也

提出者

竹内正志

肥塚龍

賛成者

市島謙吉

波多野傳三郎

外三十名

比律賓事件ニ關スル質問

米國新聞ノ報スル處ニ據レハ米國政府ハ戰爭終局マテ比律賓群島ヲ押領シ西班牙國若シ償金ヲ拂フ能ハサルトキハ該島ヲ歐洲ノ某強國ニ賣却セントスルノ内意アリト傳フ其真否如何ハ固ヨリ測リ難シト雖モ若シ之ヲシテ事實ナラシムルニ至ラハ其鄰國タル我カ帝國ハ豫メ之レニ對スル意見ヲ定メサル可ラス帝國政府ハ果シテ如何ナル意見ヲ有スル乎右答辯アラン事ヲ求ム右成規ニ據リ提出候也

明治三十一年五月二十五日

提出者

根本重岡薰五郎

村松愛藏

賛成者

山口熊野

外三十三名

外國人ノ我カ會社株式ヲ所有スルノ儀ニ付質問書外國人ハ我カ法令ノ禁止セル國立銀行正金銀行日本銀行鑛業會社株式取引所ノ株式ヲ除キ自餘一切ノ會社株式ヲ買求メ讓受ケ及ヒ之ヲ所有シ得ヘキモノト信ス以上ハ目下内外人共ニ之ヲ疑フモノ少ナカラス依テ政府ノ答辯アランコトヲ望ム若シ政府ノ意見本員ノ所信ト相反スル所アラハ政府ハ併セテ其理由右議院法ニ依リ政府ニ對シ質問書提出候也

明治三十一年五月二十五日

提出者 井上角五郎

管原傳

贊成者 板東勸五郎

外二十九名

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、竹内正志君

(竹内正志君演壇ニ登ル)

○竹内正志君(三十五番) 本員ハ臺灣經營ニ關スル質問書ヲ提出致シマシタ、簡單ニ一言……第一へ兒玉新總督ガ赴任サレマシテ、目下改革ノ端緒ニ就イメヤウニ思ロマスガ、其改革ノ方針ハ孰ニアルカト云フコトデス、第二問ハ財政ニ關スル件デス、諸君ノ御承知ノ通、臺灣ニハ殆ド一千餘万ノ金ヲ使フテ居ルト云フノガ今日ノ實況デス、此事ニ就キマシテ質問ヲ致シマス、第三問ハ交通機關ニ關スル點ニ就キマシテ、基隆ノ築港若クハ臺灣ノ鐵道ノ經

營ニアリマス、諸君、臺灣ハ申スマデモアリマセヌ、吾々四千万同胞ガ血ヲ流シテ得マシタル所ノ今日唯一ノ占領地ニアリマスル、遼東半島ハ諸君ノ御承知ノ如ク、既ニ非常ニ血ヲ流シ大變金ヲ費シテ得タ所ノモノニアリマスルケレドモ、一朝ニシテ是ハ三國ニ挽ギ取ラレテ仕舞タト云フ今日ノ結果アル、償金モ取りマシタケレドモ、其償金モ、大抵ハ今日使ツテ仕舞タト云フ有様、唯殘ル所ノモノハ臺灣——臺灣島一ツアルノミデアル、テ此臺灣ヲ真ニ帝國ノモノトシテ、十分ニ經營ヲシテ行クト云フコトハ、無論當局者ノ責任デアル、竝ニ吾々國民ノ責任デアル、之ヲ十分ニ日本ノモノトスルコトガ出來マシタナラバ、隨分此臺灣ハ大切ナル處デアラウト思フ、又帝國ノタメニ非常ナ好結果ヲ爲スモノニアラウト思フ、臺灣ノ地形ハ申スマデモナク、南ハ南洋諸島ブリッピングナドニモ近ク接シテ居リマス、一葦帶水ヲ隔テ、支那ノ海岸福建省ニモ接シテ居ルト云フコトデアルカラ、若シ之ヲ旨ク治メルト云フコトガ出來マシタナラバ、日本帝國ノ力ヲ支那ノ——臺灣ヲ旨ク治メタト云フコトニ就イテハ、其餘光ガ對岸ノ支那帝國ニモ普及シ、支那帝國ノ人民モ、日本帝國ノ治下ニ立チタイ、日本帝國ノ保護ノ下ニ住ミタイト云フマデノ感化力ヲ起サセルコトモ出來ルノテアリマス、デ、是ハ將來非常ニ此日本ノ發達日本ノ利益ノ上ニ差響ヲ持ツコトデアリマス、之ニ反シテ臺灣ノ治メ方ガ惡ルカタト云フコトニナリマスレバ、無論之ヲ占領シタ、之ヲ馬關條約ノ結果取ツタト云フコトノ目的ト云フモノハ、スカカリ無クナッテ仕舞ウト云フコトカラ申シマシテモ、日本帝國ガ南洋ニ向クテ海上權ヲ占メルト云フヤウナ點ニ於キマシテモ、實ニ此臺灣ノ統治、臺灣ノ經營ト云フモノハ、大切ナルコトデアラウト思フ、然ルニ是マデノ臺灣ノ占領以來ノ行リ方ハ、如何デアルカト申シマスレバ、無論私ガ今日諸君ニ申スマデモナク、臺灣ノ經營ト云フモノハ、一言ニシテ之ヲ言ヘバ失敗ニ歸シ終ツタト云フノ語ヲ發シテモ、決シテ苛酷デハナイト私ハ思フノデアル、殆ド療醫ヲ爲スペカラズト云フマデニ臺灣ノコト、云フモノハ、ナカテ仕舞タト云フテモ、決シテ私ハ過言トハ思ヒマセヌハ臺灣ノ能ク事情ヲ知テ居レバ、知テ居ル程、此療醫ヲ爲スペカラズト云フマデニ、今日臺灣ノ經營ト云フモノハ、殆ド支離滅裂ニ歸シテ仕舞タト云フコトニ同情ヲ表セラル、デアラウト思フ、又臺灣ノ事情ヲ知ラヌ人デモ、啻ニ新聞紙ニ散見シタ所ノ事實ヲ見テモ、臺灣ノコトハ失敗ニ歸シタト云フコトハ、決シテ異論ハアルマイト思ヒマスガ、臺灣ノコトヲ能ク知レバ知ル程臺灣ト云フモノハ、唯一ノ遺物トモ爲ルベキ吾々ガ血ヲ流シテ得タ所ノ占領地ニアリナガラ、之ヲ失敗ニ歸シ終ツタノデ、實ニ遺憾千萬デアルト云フコトニナカタト云フコトハ、異論ハナイト思フ、此臺灣ヲ能ク治メ治メスト云フコトハ、日本帝國ガ是カラ段々發達ヲスル膨脹ヲスルト云フコトニ就イテハ、非常ニ關係ヲ無論有ツノデアル、無論列國環視ノ間ニ立クテ、臺灣ガ斯ノ如ク失敗ニ歸シタ、折角血ヲ流シ得タ所ノ臺灣ガ失敗ニ歸シテ仕舞タト云フコトハ、日本帝國ガ列國環視ノ間ニ試験ヲサレ

イトカ、是ハ誰ノ系統デアル、是ハ薩州ノ出身デアル、彼等ノ情實彼等ノ御都合カラ人ヲ薦敍スルコトガ多イ、現ニ總督ト云フ一一番大切ナル位地ヲ有スル者スラ、サウデアルカラ、民政局長以下ハ誰某ノ懇意デアル、誰某ノ知合デアルト云フヤウナコトカラ、人ヲ舉ゲルノデアリマスカラ、唯甲ノ人ヲ乙ニ更ヘタト云フコトヲ以テ、吾ミハ臺灣ノ刷新成レリト云フコトハ就イテ、ドウ云フ方針ヲ以テ行ルカ、ドウ云フ風ニ土人ニ對シテ行ルカ、ドウ云フ風ニ生番ニ對シテ行ルカ、其治メ方ト云フコトニ就イテ方針ガ聞キタイノデアル、今マデノ臺灣ノ行リ方ハ、諸君大抵翻譯政治ト云フヤウナモノデ、ヤレ工業條例ヲ實行シヤウトカ、刑法ヲ實行シヤウトカ、モウ一つ進デ民法モ行レト云フヤウナコトデ、ツレガ果シテ臺灣ノ土人ニ適スルヤ否、人情ニ合フヤ否ヲ考ヘズシテ、矢張二十年間日本デ經驗シタコトヲスッカリ引寫シニ持シテ往シテ、臺灣ノ土人ヲ治メヤウト云フノデアル、臺灣ノ土人ハ、無論御承知ノ如ク、支那人デアル、支那ノ一部デ、臺灣ハ支那ノ一部トシテ、モノヲ支那人ノヤウナト言フ、臺灣ノ治マラヌト云フノハ、ドウ云フ譯デアルカ、釐金稅ヲ止メタガタメニ不策ハナイ咎デアル、又地租モ増シテハ居ラヌ一段ニ就イテ一圓七十錢バカリノ稅ヲ取ルノデアルカラ、内地ニ較ベルト、四分一程デアル、又鹽稅モ止メテ居ル、サウシテ勞働者ノ賃銀モ日本ガ占領シテ以來增シテ居ルカラ、臺灣ノ人間ガ苦シム不平ノ聲ヲ緩フスル譯ガナイ、私益サヘ奪ハナケレバ、サウヤカマシク言フ譯ガナイ、ソレガ治マラヌト云フノハ、ドウ云フ譯デアルカ、是ハ實ニ當局者タル者ハ、攻究シテ貰ハナケレバナラヌ、政府ハ支那人ノ慣習等ニ關ラズ、三十年我國デ經驗シタ者ヲ持シテ往シテ行ラウトスルカラ、世話ヲスレバスル程、先方デハ嫌クト云フ結果ニナシタノデアル、何モ方針ガ立シテ居ラヌ、金ハ澤山使シタガ行リ方ハ極クイケナイ、現ニ明朝ヲ今ノ清朝ガ亡シタ、滿州カラ起シテ僅カ二百五十万バカリノ人間デ、愛親覺羅氏ガ明朝ヲ亡シタ、サウシテ政治ヲ行シタ行リ方ヲ見テモ、能ク分シテ居ル、慣習風俗ヲ大變尊デ、孔子ノ像ヲ大切ニ祀リ、祖先ノ祀ヲ大切ニスルト云フヤウナ風ニシテ、唯剃髪令ヲ嚴行シタ外ハ、一切前ノ通ノ慣習ヲ以テ行ルト云フ行リ方ヲシタカラ、百倍以上ノ人口ヲ有シテ居ル所ノモノヲ、今ノ清朝ガ旨ク治メテ往クコトガ出來タノデアリマス、無論是ハ立派ナ例ニハナラヌ、言葉モ同じジデアリ、凡テガ同ジデアルカラシテ、日本人ガ此臺灣ヲ治メルト云フコトハ、少シク違ヒマスガ、兎ニ角此少々ノ人間ガ小満州カラ起シテ旨ク此清朝ガ明ノ人間ヲ統御スルコトガ出來タ云フノハ、慣習ヲ破ラナカツタカラデアル、今日總督府ノ

行リ方へ、何モ方針ガ立タヌ、現ニ一例ヲ言ヘバ、斯ウデアル、生番ニ對スル行リ方ハドウカト云ヘバ、全ク無方針デ、唯撫墾署ヲ置イテ、御馳走ヲシテ機嫌ヲ取フタリ品物ヲ遣ツタリスルカラ、段々附上シテ、甚シキハ、撫墾署ニ鐵砲ヲ持ツテ往ツテ御馳走ヲシロト脅シタト云フヤウナ實況デアル、現ニ私ガ同行シタ人デ、乃木總督ニ訴ヘテ居ツタノヲ、私ハ見タコトガアリマス、ソレ程デアル、決シテ政府ニ於テハ方針モ何モ無イノデアル、丁度生番ガ土人ヲ殺シタ數ガ、一昨年六月カラ昨年ノ七月マデノ一年ノ中ニ三百七十四人ヲ殺シテ居ル、斯ク生番ガ土人ヲ悉ニ殺戮スル、或ハ御祭ヲスルト云フヤウナコトカラ、人ヲ殺スコトガアルケレドモ、總督府ハ何モ處分ヲスルト云フコトヲセヌ、前政府即チ劉銘傳ノ時ハドウカト云ヘバ、劉銘傳ハ立派ニ生番ニ對シテ方針ガ立ツテ居ツタ、段々開墾ヲシテ行ク、サウシテ愛忠愛勇ト云フヤウナ者ヲ置イテ、防禦線トシテ、其線ノ中ニ入込ンデ來タトキニハ、之ヲ打瀆スト云フヤウナコトガアツタ、「簡単々々」ノ聲起ル私ハ私ノ權利デアル、簡單ト云フ人ハ聞カヌガ宜シイ、(「簡単々々」ト呼フ者アリ)此生番ニ對シテモ、前政府ハチヤント方針ガ立ツテ居ツタノデアル、所ガ今日ハ無方針デアル、全ク無方針カト云ヘバ、サウシテ愛忠愛勇ト云フヤウナコトガアルケレドモ、今日支那ノ土人——臺灣ノ土人ト言タ所ガ、矢張日本ノ臣民デアル、其臣民ガ四百人カラ殺サレテ居テモ、處分ヲシナイデ、唯機嫌ヲ取ツテ御馳走ヲ食ハセルト云ト云フヤウナコトモ現ニ政府ハ行ツタコトガアルケレドモ、今日支那ノ土人——臺灣ノ土人ト言タ所ガ、矢張日本ノ臣民デアル、其臣民ガ四百人カラ殺サレテ居テモ、處分ヲシナイデ、唯機嫌ヲ取ツテ御馳走ヲ食ハセルト云ト云フヤウナコトデハ、何モ方針ガ無イノデアル、本員等ガ見ル所ヲ以テスレバ、前政府ノ行リ方ガ餘程私ハ秩序ガ立ツテ居ルト云フコトヲ斷言シテ憚ラヌノデアル、デ私ハ第一此方針ト云フコトヲ問ヒタイ、ドウ云フ方針ヲ生番ニ對シテ、又土人ニ對シテ治メルカ、ドウ云フ方針デ行ルカト云フコトガ、質問ノ要旨デアル、ソレカラ財政ノ事デアル、財政ノ事コトヲ断言シテ憚ラヌノデアル、私ハ此臺灣ノ經費ハ澤山補助スレバ補助スル程、今日ノ勢デハ臺灣ハ腐敗スルト云フ結果ニナルト思フ、金ヲ澤山出セバ仕事が出來ル、治績ガ舉ルト云フが順序デアルガ、却テ金ヲ澤山出ス、臺灣ハ益々腐敗スルト云フコトヲ私ハ申シテモ差支ナイト信シテ居ルノデアル、臺灣ノ經費ハドウデアルカト言フト、二十九年ニ現政府ニナツテ以來二千三百万ノ金ヲ内地カラ投ジテ居ル、尤モ總督府カラ出シタ豫算ヲ見ルト、當時デモ八百万圓ト書イテアルガ、二十九年、三十年——二十一年度ハマダ濟マヌガ、何時デモ豫算通ノ租稅ガ取レタコトガナイカラ、ソレヲ一例證ヲ事實デゴザイマス、ソレハ總督府デ云フ所ノ阿片稅ヲ施行スルノガ遲カ

タトカ、土匪が出タダメニ徵收ヲスルコトガ出來ナンダト云フ口實ハアリマスルガ、兎ニ角金ハ豫算ノ上ニ於テハ八百万圓位ホカ取レヌ、八百万圓取レルシテ處ガ、一千五百万圓ハ年ニ注ギ込ム、其一千五百万圓ハ借金ヲスルトカ、若クハ増稅ヲスルトカ云フ、苦シイ金ヲ以テ臺灣ニ年ニ注ギ込シテ、事績モ貴フト云フ今日デアルカラシテ、是ハ別段ニ同情ヲ表スル必要ハナイ、國家ノタメニスルト云フコトデアルカラ宜シイガ、下士以下ハ同ジ扱ヒ——内地ト同ジ扱ヲ受ケテ居ツテ、サウシテ土匪ヲ討伐ニ往ク、四十度位熱ガアツテモ逐起サレテ土匪討伐ニ往カナケレバナラヌト云フ苦ミヲシテ居ル、ソレ故ニ統計表ヲ見テモ、臺灣軍隊ハ澤山死亡者ヤ疾病者ガ多イト云フノガ、今日ノ事實デゴザイマス、臺灣軍隊ヘハ同情ヲ表スルケレドモガ、其他ノ軍艦デモ何デモ大抵俸給ノ外ニ何カ一ト儲シヤウト云フ積デ、往ツテ居ル人ガ多イ、是等ハ臺灣ガ腐敗スル原因デアル、斯ノ如クニシテハ、完全ナ風紀ヲ振肅スルト云フコトハ出來ヤウ苦ガナイ、而シテ何ガ出來タカト云ヘバ、タツタ工兵隊ガ招ヘタ道デアル、道路ハ一ツ出來テ居ルガ、併シ今日ハ草ガ生ヘルト云フ實況デゴザイマス、兎ニ角軍政時代ニ道路ダケハ臺灣ノ交通ニ於テハ出來タガ、其他ニ何モ出來タモノハナイ、何ガ出來タカト云フテ總督府ノ役人ニ聞ケバ、困ルト云フノデアル、ソレダケニ金ハドン——吾ミガ注ギ込デ、足ラヌダケハ補助スルト云フコトハ、實ニ議員ノ職責トシテモ、私ハスペカラザルコト、思フ、私ノ思フ所デハ、矢張劉銘傳ガヤツテ居ツタノガ宜シイ、而シテ今日ノ狀況トシテ軍事費ハ仕方ガナイカラ、八百万圓ノ軍事費ハ別モ、トシテ、臺灣ノ行政即チ總督府費用ハ臺灣ノ歲入——臺灣カラ上ガツタモノノダケヲ以テ行ルト云フコトヲ標準ニシテ隨分往ケヤウト、私ハ豫算ヲ立ツテ居ル、當局者ハ二百五十萬圓ト云フコトニハ、ドウ云フ根抵、ドウ云フ標準ニ依ツテ、斯ク言ハレタカ、私ハ臺灣カラ今日上ガツテ居ルモノハ、マダ隨分ヤリヤウニ依ツテハ増加スルコトガ出來ルト思フ、ソレ故ニ臺灣カラ上ガツタモノノダケヲ以テ此臺灣ノ經費ヲ支出スルト云フコトニシタイ、軍事費ハ致シ方ガナイカラシテ、暫ク内地カラ補助スルモ、行政費ハ全然止メテ臺灣デ上ガル所ノ歲入ヲ以テ支辨ヲシタイト云フノガ、私ノ意見デゴザイマス、デ、基隆ノ築港杯ハ調査委員ト云フヤウナモノヲ置イテ行ツテ居リマスルヤウデアリマスルケレドモガ、今度臨時費ヲ止メルニ就イテ——止メルト云フヤウナコトモ、新聞デ見マシタ、臺灣ヲ經營スルト云フコトカラ基隆ニ築港ヲスル——基隆ノ築港ニ背面防禦マデモスルト、一千二百萬圓掛カルト云フコトデ、金ノ出所ニハ困ルガ、免ニ角臺灣ヲ日本ノモノニスルカラハ、築港ダケハシタイ、サウシテ臺灣鐵道ダケハ行ラナケレバ——早ク落成シナケレバ、臺灣ノ經營ハ出來ヌ、交通機關ハ——先ヅ一審ニ此交通機關ヲ整理スルト云フコトハ、臺灣ヲ占領シタモガ、免ニ角臺灣ヲ日本ノ内カラ少クトモ鐵道若

クハ築港費位ハ行クテ宜シト思フ、ソレモ今日ハ過去ツタカラ仕方ハアリマセヌガ、若シ當局者ニ眼ガアレバ、是ハ無論第一番ニ償金ノ内カラスベキモノニアタラウト思フ、經費ヲ節減スルコトハ結構デアル、今日ハ經費節減ヲスルタメニ、償金ヲ以テ國庫ノ經常費ニ繰入レルト云フ際デアルカラ、節減ヲスルハ宜イガ必要ナ費用マテモ止メルト云フコトハ、本員等ノ感心ヲセヌ所デアル、私ノ質問ノ趣意ハ是ダケデゴザイマス

○北田豐三郎君(二百七十八番) 議長……  
○議長(片岡健吉君) チヨット議長ガ宣告スルコトカゴザイマス、唯今指名シマシタ所ノ市制中東京市京都市大阪市ニ於ケル特別發止法案外一件ノ委員諸君ヘ、短期ノ議會デゴザイマスカラ、直チニ理事委員長ヲ互選ニナランコトヲ望ミマス

○北田豐三郎君(二百七十八番) 是ヨリ豫算ノ第二分科會ヲ開キマスカラ、チヨット御斷リヲ致シ置キマス

○議長(片岡健吉君) 豫算委員ハ此間カラ其時々議場ノ許可ヲ得ズシテ退席シテ、差支ナイコトニナッテ居マス

## (根本正君演壇ニ登ル)

○根本正君(二百九十四番) 兹ニ本員ガ我帝國政府ニ向クテ外交上ノ事ニ就イテ質問セントスルコトガアリマスル、是レ即チ我南鄰セルフヰリップ事件デアル、堵テ北米合衆國紐育「タイムス」ノ報ズル所ニ據レバ、米國政府ハ戰爭終局マデハ、フヰリップ群島ヲ領シテ、若シ西班牙政府ガ償金ヲ拂フ能ハザル場合ニ於テハ、此島ヲ歐洲ノ某強國ニ賣却セントスルノ内意アリト傳ヘテ居リマス、其信否如何ハ固ヨリ測リ難シト雖モ、若シ此事柄ヲシテ事實ナラシムルニ至ラバ、其鄰國ナル我帝國ハ、豫メニニ對スル意見ヲ定メナイト云フコトハ出來マスマイ、然ラバ、帝國政府ハ果シテ如何ナル意見ヲ有スルヤト云フ質問デアリマスル、此質問ヲ致ス所以ノモノハ、我政府ガ外交上ノ事ニ就キマシテ、餘リ祕密ニスルト云フ弊害ガアリマス、我帝國ニ於テハ外交ノ事ハ何事デモ内地ノ新聞ヨリ知ルト云フコトハ出來マセヌ、却テ遠クハ千哩モ隔ツテ居ル所ノ外國ノ新聞紙ガ早ク諸君ノ耳又私ノ耳ニモ知ルヤウナ譯デアリマスル、故ニ我帝國四千有餘万ノ愛國ナル人民ハ、常ニ外交ノ意見ガ後レテ居リマスル、而シテ人民一定ノ意見ト云フコトハ出來マセヌ、世ノ中ニ公ニセントスルコト能ハザル場合ニ至リマス、實ニ帝國ノタメ政府モ亦議會モ如何ナトキハ、既ニ早ヤ我政府ハ其外交ヲ決定スルトキニシテ、如何トモスルコトナラヌヤウニナリマスル、故ニ其決定セルモノノ我公議興論ニ反對シテ、如何トモスルコト能ハザル場合ニ至リマス、實ニ帝國ノタメ政府モ亦議會モ如何ナル責任ヲ有スル譯デアルト云フコトヲ能ク覺悟セネバナラヌト思ヒマスル、ワヰリツビン事件ニ就キマシテモ、外國ニ在ル我外交官ハ、必ズ紐育「タイムス」新聞ガ報ズル前ニ、何カマニラ戰爭ノ結果ニ就キマシテ、將來如何成ガ此事ニ就キマシテ、何カ探リタルコトガアリマセウ、其探り得タルコト、云

フモノハ、我政府ニ電報ガアツタニ相違ナイ、若シ是等ノ手續ヲ執ルコトガ出來ナイ外交官デアリマスルナラバ、一箇年ニ我人民ガ八万圓ノ祕密費ヲ、使用法ヲ知ラナイ、徒費セル所ノ外交官ト言ハナケレバナリマスマイ、併シ本員ハ深ク信ジマスルガ、我帝國ノ外交官ハ、左様ナ者デナク、徒費ノ弊ニ出デズシテ、單ニ祕密ノ弊ニ出デ輿論ヲ顧ミザル弊ナキヤ、茲ニ疑ヲ置クモノデアリマス、斯ノ如クナルヲ以テ、本員ハフヰリップ事件ニ關シ、外國ニ在ル我外交官ノ通知ノ中ヲ、何モカモ聽カウト云フ譯デハアリマセヌケレドモ、固ヨリ外交上ノ祕密ニ關スルモノラバ、飽クマデ残ラズ知ラウト云フコトハ求メマセヌケレドモ、唯是ニ對シテ後來政府ガ執ル所ノ政府ノ意見ヲ聽カントスル譯デアリマスル、全體我政府ハ斯ノ如ク事件ノアル時分ニハ、敢テ議會ノ質問ヲ俟タナイデ済ムコトデアリマスル、孰ノ國デモ、亞米利加ハ申スニ及バズ、墨西其伊太利ノ如キ國、殘ラズ此議會ノアル國デハ、開院ヲスルト、問モナク、大統領ナリ總理大臣ガ茲ニ在テ是マテ既ニ質問セラレマシタル所ノ支那ノ事件、又唯今私が質問スル所ノ事件、即チ外交ニ關スルト云フモノハ、此議會早々ニ總理大臣ガ茲ヘ出テ、其方針其成行ヲ出來得ベキダケハ、我日本ノ四千万人ニ知ラセンケレバナラヌコトデアリマス、然ルニ説明其成行ヲ話サレマセヌ故ニ、今日私が已ムヲ得ズシテ是ヲ質問スル譯ニ至リマシタ若シ柄ガムヅカシイコトデアリマスルナラバ、祕密會ヲ開イテ、サウシテ議會ニ報ジ、又議會ハ各々其意見ヲ竊ニ政府ニ注意ヲ與フベキ旨アル、我政府ハ今日ニ至リマシテモ、矢張天保年中ノ政策ヲ致シテ、是等政策ヲ盡スニ迂ナルヲ以テ、本員ハ已ムヲ得ズ、フヰリップ事件ニ就キ、政府が如何ナル舉作ニ出デントスルヲ問フ譯デアリマス、實ニフヰリップハ我新領ナル臺灣ヨリ僅ニ二百五十里デアリマス、一日間ノ中ニ到著スルコトノ出來ル場所デアリマス、之ヲ彼ノ香港ニ比スレバ、幾ド三分一位ノ處デ、誠ニ近イ場所デアリマス、東洋ノ平和ヲ保チ、即チ物産ヲ起シ、運輸交通ノ便利ヲ開イテ、大イニ社會ノ進歩ヲ圖リ、我帝國ヲシテ歐洲強國ノ右ニ出デントスルコトハ、我人民ノ希望スル所デアリマス、故ニ眞實ニ外交ノ事ヲ討究シナケレバ、決シテナリマセヌ、諸君、此亞米利加ノ新聞ニアル大要ハ申シマシタガ、又其儘ノコトヲチヨット茲ニ申シテ私ハ止メマス、此「タイムス」新聞デアリマスルガ、米國大統領マクキンレー氏ハ戰爭ノ終リマデハ、フヰリップテ領シ置カント決シ、若シ償金ヲ拂フ能ハザル場合ニハ、歐洲ノ強國ニ賣ラントス、又同ジ新聞ニアリマス說ニ、米國ハ永クフヰリップ所有スルコトヲ得策トハシナイ、サレド英國、佛蘭西、露西亞ノ一致ヲ得ルコトが出來マイト書イテゴザイマス、固ヨリ此事ハ敢テ新聞デアリマスル故、斯ノ如キガ實際ニ有ルカ無イカハ分リマセヌケレドモ、今日ノ日本ニ於テ、過日來質問ガアリマスルモ、初ハ僅カ新聞デアツテ、其事ヲ隱シニ隠シテ置イテ、遂ニ隠シ通シガ出來ナイヤウナコトガ澤山アリマスデアリマスカラシテ、私ハ必ズ此事ハ事實デアルトハ申シマセヌケレドモ、其國民ヲ代表スル諸君ト此事ニ就イテ私が質問ヲ致シマス、ドウカ政府ヨリ明瞭ナ應答ヲ受ケ答ヲ受ケ、又祕

密ニ關スル事へ祕密會ヲ開イテ、諸君ノ意見ヲ述べタ、政府ト諸君ト意見ヲ一致シテ、此確實ナル日本ヲ益々盛ニセンタメニ、今日質問スルノデアリマス、ドウカ満足ニ質問ニ御答ニナルコトヲ望ミマス

○北島傳四郎君(六番) チヨット議長マテ御問ヒ申シタイコトガアリマス、承リタイコトガアリマス、ソレハ官報ニ依クテ拜見スレバ、伊勢ノ大廟ニ火災ガアラタト云フ、斯様ナコトヲ承クテ居リマス、其事ニ就イテ、大イニ我忠良ナル人心ハ、大イニ動搖シテアル、今日ノ有様其實況ヲ知ラントシ、又同志モ實況ヲ知ラヌタメニ大イニ人心ガ動搖シテ居ル有様アリマス、(分ラス分ラス登壇スペシ)ト呼フ者アリ)其事ニ就イテ、内務大臣若クハ内閣ヨリ公然ノ通牒、即チ如何ナル模様デアルカト云フコトハ、我此議會ヘアリマスルカ、是程ノ大事ニ於テ、此帝國議會ノ成立ノ時代ニ於テハ、必ず是ダケノ通牒ガアル筈ト心得テ居リマスガ、此事ニ就イテ未だ報告ハアリマセヌカ

〔分ラス分ラス〕日程ニ移ルベシト呼フ者多シ)

○議長(片岡健吉君) 通知ハアリマシタ

○北島傳四郎君(六番) アラテ居リマスカ、ソレザヤア其報告ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 書記官長マテ通知ガアリマンシタガ、大廟ガ焼ケタト云フ譯テアリマセヌカラ、此議會ニ向クテハ報告ヲセヌ心得アリマス、ソレデ其事ニ就イテ茲ニ動議ガアルナラバ、御發議ニナルコトハ差支アリマセヌ

○北島傳四郎君(六番) ソレテハ動議ガアリマス

○議長(片岡健吉君) ソレテハ登壇ナサイ——チヨット御待チナサイ、議事日程ヲ變更セヌトイケマセヌ

○北島傳四郎君(六番) 登壇ト云フコトヲ御許シニ成ツタカラ

○議長(片岡健吉君) 夫レハ私ノ誤リ、議事日程ヲ了ツトキニナサイ、是カラ議事日程ノ第一ニ移リマス

○井上角五郎君(四十二番) 本員ハ少シ議事日程ノ前ニ要求ガアリマス

○議長(片岡健吉君) 四十二番ハ質問ノ演説ヲナサルノデスカ

○井上角五郎君(四十二番) ドウカ質問書ヲ朗讀シテ戴キタ、書記ニ朗讀サセテ戴キタ

○議長(片岡健吉君) 質問書ノ出タコトハ、先刻報告シマシタ

○井上角五郎君(四十二番) 自分ニ朗讀スル必要ガナイ

〔登壇シテ朗讀スペシ〕ト呼フ者アリ)

○井上角五郎君(四十二番) ソレヲ速記録ニ載セテ戴キタ

〔登壇シテ朗讀スペシ〕ト呼フ者アリ)

○井上角五郎君(四十二番) 演説ノ必要モナイ、速記録ニ載セテ貰ヘバ宜シ

〔笑聲起ル〕

〔登壇キテ又ハ「ヤリ玉ヘ」ト呼フ者アリ〕

○井上角五郎君(四十二番) ヤル程ノモノデナイ

## 第一 北海道官設鐵道會計ニ關スル法 第一讀會ノ續(委員長)

(井上角五郎君演壇ニ登ル)

○議長(片岡健吉君) 質問書ハ皆速記録ニ載セマス、是ヨリ議事日程ノ第一北海道官設鐵道會計ニ關スル法律案第一讀會ヲ開キマス——井上角五郎君

ハ昨日開キマシテゴザイマス、昨日開キマシテ、委員長理事ヲ選舉シ、直ニニ議事ニ掛クテ、即チ本案ヲ可決スルト云フコトガ、委員會ノ結果テゴザイマス、本案ノ趣意ハ原案モ一行ホカナインデアリマスガ、趣意モ其位ノモノデゴザイマス、元來官設鐵道ノ會計ハ、所謂作業會計トカ何トカ云フ法律ニ依リマシテ、特別會計ニナラテ居ル、收入ト支出ヲ差引イテ、若シ餘リガアレバ、國庫ニ這入ル、足ラナケレバ國庫ニ這入ラヌト云フ特別會計ニナラテ居リマスガ、北海道ノ鐵道ハ、マダ創業ノ際、殊ニ今年カラ開業致シマスル所ノ上川線モ、先づ今年來年位ハ收支相償ハズ、多少ノ不足ガ行クダラウ、再來年ニモナラタナラバ、上川線ダケハ自分で丁度收支相償フヤウニナルカモ知レナイ、同時ニソレカラ先キ延長スル線モ、相變ラズ一年二年三年間ハ、收支償ハナイト云フ結果ヲ見ルニ違ヒナイ、是等ノ鐵道ノ此會計ヲ一般ノ官設鐵道ノ會計ニ依クテカラニ、收支相償フモノト同日ニ論ズルト云フコトモ、又出来兼ネル場合ガアル、ソレ等ノ場合デアルカラ、一般ノ會計ニ依クテ即チ總豫算ニ編入シテ、收入ハ豫算ノ收入ニナリ、支出ハ豫算ノ支出ニシテ、特別會計ニ依クナリコトニシタ、何デモ是ハ前ノ議會ニモ豫算委員會ナドデモ、其方針ヲ持クテ居リマシタ、其方針ヲ有クテ今日マデ來リマシタノデスガ、北海道鐵道モ官設鐵道ト言ヘバ、明治二十三年官設鐵道會計法ニ依クナケレバナラスカラ、同シ官設鐵道デアルケレドモ、北海道ダケハ依クナイト云フコトヲ念ノタメニ極メテ置クノガ、此案ノ趣意デアリマス、別段反對スペキ趣意モナイト思ヒマシテ、委員會ニハ可決致シマシタガ、ドウカ議場ニ於キマシテモ、諸君ガ御贊成ニナラテ、速ニ通過スルコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(百九番) 此案ハ極ク簡単ノ案ニモ拘ラズ、只今井上委員長ヨリ委シク報告モ、ゴザイマシタ、報告通賛成ヲスル者アリマス、直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 今百九番カラ本案ハ簡単ナモノデアルカラ、委員長報告通直チニ第二讀會ヲ開クヤウニト云フノ動議ガアリマシタガ御異議ハアリマスマイカ

〔賛成キテト呼フ者アリ〕

○恒松隆慶君(百九番) 讀會省略ヲ確定セラレンコトヲ希望致シマス

〔賛成キテト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ハ三分ノ二ノ贊成者ガナケレバ出來マセヌ

○議長(片岡健吉君) 読會省略ニハ三分ノニ以上ノ賛成者ガアルト認メマス  
カラ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス

### 北海道官設鐵道會計ニ關スル法律案

#### 確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ本案ノ確定議ヲ開キマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナイカラ本案確定致シマス、次ニ議事日程第

二臺灣銀行法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ニ移リマス、片岡直温君

### 第二 臺灣銀行法中改正法律案(政府提出)

#### 第一讀會ノ續(委員長)

(報告)

#### 出)

(委員長)

#### 入)

(委員長)

ザイマス、然ルニ此案デ見マスレバ、所得稅ト營業稅ノミヲ通算シテ、地租ヲ  
ト所得稅若クハ營業稅ヲ通算シナイト云フコトニナッテ居ル、同ジ直接國稅  
デアッテ、所得稅ト營業稅ハ通算ヲ致シ、且ツ又現行法ニ於キマシテモ、現  
ニ直接國稅ハ皆互ニ通算スルコトニナッテ居ルノデアル、ソレヲ何故地租ヲ  
通算シナイト云フコトニ致シタノデアルカ、之ヲ第一ニ質問致シマス、第二  
ニハ、第十條ノ被選人ノ年齢ノコトデアル、抑々此本案ノ改正ノ要旨ト致シ  
マスルモノハ、此理由書ニモ書イテゴザイマスル通、世運ノ進歩ニ伴ヒ云々<sup>ト云フコトニナッテ居ル、然ルニ世運ノ進歩ニ伴フ、此世運ノ進歩中ニ最モ</sup>  
進歩シテ居ルモノハ何デアルカト申シマスレバ、此民間ノ政治思想ノ發達、即  
チ政治能力ノ進歩ト、云フモノガ、進歩中ノ重ナルモノデアル、ソレヨリ割  
出シテ遂ニ此草案ニ依ッテ見マスレバ、被選人ハ納稅ノ資格ト云フモノヲ全  
廢サレテ居ル、又選舉人ノ納稅資格モ大イニ擴張致シテ居ル、是等ハ何ニ依ッ  
テ割出シタカト云ヘバ、即チ民間ノ政治思想ノ發達、政治能力ノ進歩ニ依ッ  
テ、斯ノ如ク擴張致シタモノデアラウト思フ、然ルニ我國ノ政治能力ノ發達  
ナルモノハ、三十年以上デナケレバ、發達シテ居ラナイト云フ理由ガアルヤ  
否、デ、私ハ思ヒマスルニ、我日本ハ日進月歩、二十代ノ政治家ガ總理大臣  
ト爲リ、各省ノ大臣ト爲ルト同時ニ、折々政治家、腰拔政治家、戀勇政治家、  
此三ツノ三幅對ノ政治家ナル者ハ、珠數繫ギニ致シテ、大磯邊ノ別莊ニ押込  
隠居ヲセナケレバナラナイ時運ガ將ニ近イテ居ルト思ヒマス

○大津淳一郎君（百八十五番）此選舉法ハ憲法ニ附帶シテ實ニ重大ナルモノ  
デアッテ、憲政ノ發達ト否トハ、議員ノ選舉法ニ基クト思ヒマス、故ニ始テ  
憲法ヲ布カル、トキニ附帶シテ出テ選舉法ハ、今ノ總理大臣伊藤侯ノ摺ヘタ  
モノト思ハレル、又同時代ニ於テ改正ヲ要スルト云フノハ、深ク今ノ總理大  
臣ノ考フル所ヨリ起シタモノト見エマス、本案ノ説明ニハ、世運ノ進歩云々<sup>タ</sup>  
ト云フ誠ニ短簡ナモノデアリマシテ、世運ノ進歩ヲ認メラレタ今ノ大臣ガ幸  
ヒ御出席デゴザイマスカラ、總理大臣ヨリ前ニハ斯様ナ見込ヲ以テ拵ヘ、今  
此改正ヲ必要トスルハ此處デアルト云フ御説明ハ、憲法附帶ノ憲政ノ發達ニ  
關スル此選舉法デゴザイマスカラ、十分ノ御説明ハ總理大臣ノ御責任デナサ<sup>タ</sup>  
テ宜カラウト思ヒマスカラ、總理大臣ヨリ承リタイト思ヒマス

○議長（片岡健吉君） 内閣總理大臣伊藤博文君

○大津淳一郎君(百八十五番)此選舉法ハ憲法ニ附帶シテ實ニ重大ナルモノ  
デアッテ、憲政ノ發達ト否トハ、議員ノ選舉法ニ基クト思ヒマス、故ニ始テ  
憲法ヲ布カル、トキニ附帶シテ出タル選舉法ハ、今ノ總理大臣伊藤侯ノ摺ヘタ  
モノト思ハレル、又同時代ニ於テ改正ヲ要スルト云フノハ、深ク今ノ總理大  
臣ノ考フル所ヨリ起シタモノト見エマス、本案ノ説明ニハ、世運ノ進歩云々<sup>ト</sup>  
ト云フ誠ニ短簡ナモノデアリマシテ、世運ノ進歩ヲ認メラレタ今ノ大臣ガ幸  
ヒ御出席デゴザイマスカラ、總理大臣ヨリ前ニハ斯様ナ見込ヲ以テ摺ヘ、今  
此改正ヲ必要トスルハ此處デアルト云フ御説明ハ、憲法附帶ノ憲政ノ發達ニ  
關スル此選舉法デゴザイマスカラ、十分ノ御説明ハ總理大臣ノ御責任デナサツ  
テ宜カラウト思ヒマスカラ、總理大臣ヨリ承リタイト思ヒマス

〔内閣總理大臣侯爵伊藤博文君演壇ニ登ル〕

ス衆議院議員選舉法ノ修正案デアリマスガ、唯今所見ヲ陳述スルコトヲ求メ  
ラレマシタ通、當初憲法ヲ發布セラル、ト共ニ、衆議院議員選舉法ガ發布セ  
ラレタノデゴザイマスガ、此衆議院議員選舉法ヲ制定セラル、トキニ當ツテ  
ハ、未だ嘗テ經驗ノナイ所デアリマス、故ニ政府ニ於テハ、深ク之ニ注意ヲ  
加ヘテ、成ルベク憲法上ノ進行ヲ平穩ニ運ブヤウニト用心ヲ致シテ拵ヘマシ  
タ、故ニ資格ノ上ニ於テハ餘程高メテアッタノデアリマス、爾來星霜ヲ經テ  
今日トナリマシテ、僅々數年ノ間デハアリマスケレドモ、今ノ選舉法ノ規程  
ニ依リマシタ所ノ選舉人ノ資格デハ、各種國民ノ意思ヲ十分ニ代表スルニ足  
ラスト認メマシタ、ソレ故ニ選舉權ヲ下グマシタノデアリマス、而シテ此商  
業工業等ノ發達スルニ從ツテ、市ノ代表者ヲ特ニ増スノ必要アルヲ認メマシ  
タ、諸君ガ御熟知ノ通、憲法ノ施行セラレテ居ル孰ノ國ニ於キマシテモ、凡  
ソ人口上ノ比例ト又選舉權ヲ有スル者ノ數ト云フモノハ、一定ノ極リガアル  
譯デハアリマセヌガ、併シ稍々近キモノガ行レテ居リマス、我國ノ現今ノ選  
舉法ニ依リマスルト云フト、四千二百万人ノ人口ノ上ニ於テ選舉權ヲ得テ  
居ル者ガ、四十四五万人内外ニナクテ居リマス、此度提出シタル議案ニ依ルト、  
凡ソ二百万人ニ上ボルト思ヒマス、サウスルト選舉人卽チ所謂參政權ヲ得ル  
者ガ唯今ヨリ五倍以上ニ相成リマスガ、是位ノ增加ガ先づ當然ノコトデアラ  
ウト認メマシタ、而シテ參政權ヲ得ル卽チ選舉人ノ數ガ増シマシテ、人民ノ  
各種ノ意思ガ發表スレバ、被選人ノ上ニ於テハ別段資格ヲ要セヌコト、認メ  
マス、而シテ成ルベク之ヲ日本全國ニ共通シテ汎ク選舉サル、ヤウニ相成ツタ  
方ガ宜カラウト云フ積デアリマス、是ハ現在ノ國狀ニ照シテ見マシテモ、唯  
今ノ狹小ナル區域ノ上ニ、此憲法ノ任務ヲ盡ス所ノ議員ノ選舉法ヲ固守致ス  
ヨリハ、憲法編制ノ進行上ニ於テ一層ノ發達ヲ見テ、成ルベク國政ノ上ニ各  
種人民ノ思想ノ發表サル、コトヲ希望致ス積デアリマス、而シテ又此現在ノ  
選舉法制定ノ當時ノ人口ト今日ト比較シテ見マスルト、餘程人口ノ數モ増シ  
テ居リマス、一面ニ於テ人口ノ數ノ増スノト比較シマスルト云フト、選舉  
資格ハ自ラ低減サレテ居リマスルタメニ、次第ニ縮少スル結果ヲ來ス譯デア  
リマスカラ、一ハ議員ノ數ヲ増シ、選舉人ノ數ヲ増スト云フ方針ヲ執リマシ  
タ、而シテ又一方カラ見マスルト云フト、國勢ノ結果、自ラ人民ノ負擔ヲ増サ  
ザルヲ得ヌ状勢ニ趨イテ參ツテ居リマスニ依ツテ、之ト相伴フテ參政ノ權ヲ  
リマスカラ、此案ノ詳細ナル説明ニ至リマシテハ、之ヲ起草致サセマシタル所ノ主任ヲ出席致サセテ、諸君ノ御質

問ニ御答申サセル積デアリマス  
○市島謙吉君(二百九番) 本員モ唯今總理大臣ノ言ハレマシタ如ク詳細ナル  
點ニ就キマシテハ、委員會ニ於テ質問等モ致シマスカラ、特ニ國務大臣ヲ煩

バス必要ハナイト考ヘマス、唯大體ニ於テ、總理大臣竝ニ國務大臣ノ御列席ヲ幸トシテ承リタイト考ヘマスノハ、唯一點アルノデゴザイマス、其一點ヲ申上ゲマス前ニ當ツテ述べタイノハ、吾々ハ多年選舉法ノ擴張ヲ主張シタモ

ノデゴザイマス、即チ帝國議會開會以來何時ノ議會ニモ熱心ニ選舉法ノ擴張ヲ主張シテ居リマシタガ、其時分ノ政府ノ意向ハドウデアルカト申スト、始終擴張ニ反對ノ意向ヲ執ラレタヤウニ承知シテ居ル、然ルニ此度此議會ニ於テ斯ノ如キ擴張ノ案ヲ出サレタト云フコトニ就キマシテハ、吾々ハ國家ノタメニ大イニ賀セントスル次第デアリマス、國家ノタメニ賀シマスルガ、唯一ノ疑惑案ガ出テ居ルカト申スト、浩瀚ナル法典ノ案モ出テ居ル、又大ナル課稅容モ將ニ出デントシテ居ル、若シモ休日ヲ省キマシタナラバ、十六七日ニシカナルマイト思ヒマス此間ニ、法典ノ案若クハ課稅ノ案ヲ議了スルコトスラ容易デナイ、然ルニ衆議院ノ根本カラシテ改良シヤウト云フ、斯ノ如キ大ナル案ヲ此短期ノ議會ニ提出セラル、マデニ、一時ニ大奮發ヲ政府ガセラレタ所ノ趣意ハ、何所ニゴザイマスルカ、其一點ダケヲ伺ヒタイト考ヘマス

○内閣總理大臣(侯爵伊藤博文君) 唯今ノ御質問ニ就キマシテハ、成程數多ノ議案最モ浩瀚ナルモノモ其中ニ含デ居リマス故ニ、或ハ短期ナルガタメニ少シ無理デアルト云フ御非難ハ免レヌカ知レマセヌガ、是ハ成ルベク速ニ行レル方ガ宜カラウト云フ希望ヨリシテ、提出致シタノデアリマス

○長谷場純孝君(十二番) 今總理大臣ノ御演説ニ依クテ選舉法改正案ヲ提出サレタ理由ハ詳シク諒シマシタ、本員ハ此議會ノ躋頭ニ於テ、總理大臣ハ施政ノ方針ヲ御示シニナルコト、信シテ居リマシタ所ガ、今日マテ其事モゴザイマセズ、幸今日此院ニ臨マレマシテ、今御演説ニナリマシタコトデゴザイマスカラ、私ハ國家重要ノ事ニ就イテ、一ノ説明ヲ仰ギタイト思フノデゴザイマス、極ク簡単ナコトデゴザイマス、私等ハ同志ト共ニ先達テ政府ニ……

○議長(片岡健吉君) 長谷場君、選舉法ノ問題ニアリマスカラ、問題外ノ御質問ハ許シマセヌ

○長谷場純孝君(十二番) ソレハ違ハウト思ヒマス、他ノ事ニ就イテノ答辯ナラバ兎モ角、國家ノ首相タル總理大臣ガ今日初テ此席ニ御出席ニナツテ、御話ニナルニ就イテ、國家重大ノ問題ニ就イテ御説明ヲ仰グノハ、必要デアラウト思ヒマス、極ク簡単ナコトデゴザイマス、吾々同志ガ外交ノ事ニ就イテ質問ヲ差出シマシタル所、政府ハ先刻答辯ヲ與ヘラレタ所ガ、其答辯ニ依クテ私ハ甚ダ疑フ起スノデゴザイマスカラ、茲ニ一ツ要領ヲ讀上ダマス、私ノ最モ確カナル説トシテ聞ク所ニ依レバ、三月十五日附ヲ以テ露國ヨリ我國ニ通牒ガアツタト云フコトデゴザイマス、其文面ノ大意ヲ申セバ、「露西亞モ朝鮮ヨリ手ヲ引クベケレバ日本モ朝鮮ノ内政ニ干與セラレザルベキ事ヲ信ズ、附記露西亞ハ金州半島ニ於テ爲サント欲スル所アリ、此事モ豫メ御通知致シ置ク」ソレカラ……

○議長(片岡健吉君) 問題外ノ質問ハ許シマセヌ  
○長谷場純孝君(十三番) 今總理大臣ノ御演説中ニ條約改正ノ事ニ就イテノ

御演説ガゴザイマシタ、強チ選舉法一片ノ御演説デハナイト思ヒマス、外交ニ  
關シタ御演説ガゴザイマシタカラ、私ハ此事ヲ述ベルノデアリマス、決シテ問  
題外デナイト信ジマス、ソレカラ其通牒ニ對シマシテ、我政府ハ三月十九日  
附ヲ以テ「朝鮮トノ關係ハ通商的ニモ歴史的ニモ甚々深ケレハ朝鮮ノ事ニ全  
ク關係セサルコト能ハス」、ソレカラ其第二ニ、「金州半島ノ事ハ貴意ヲ諒ス  
金州半島ノ事ハ貴意ヲ諒ス」斯ノ如キ覆牒ガアツト云フコトヲ私ハ或ル確  
カナル說トシテ聞イテ居リマス、果シテ是ハ事實デゴザイマスヤ否、誠ニ今  
日ノ問題ト爲テ居ル所ノ事柄ハ、此御答辯ノ如何ニ依ツテ、大イニ決定セラ  
ル、コトガアラウト信ズルノデゴザイマス、即チ此第二ノ覆牒「金州半島ノ  
事ハ貴意ヲ諒ス」ト云フコトハ、我政府ノ覆牒サレタ事實デアルヤ否、簡單  
ニソレダケ承リタイ

○内閣總理大臣(侯爵伊藤博文君) ソンナコトハナイヤウニ存ジマスネ  
○長谷場純孝君(十三番) ソンナコトガナイト總理大臣ガ言ハル、以上ハ、  
ソレデ宜イ、他日私ハ此事實ヲ舉グルノ機ガアラウト思ヒマスカラ……  
○内閣總理大臣(侯爵伊藤博文君) 御都合次第……

○長谷場純孝君(十三番) ナイナラバナイト云フコトヲ明ニシテ置ケバ宜イ  
○柏田盛文君(九十六番) 唯今ノ御演説ニ就イテ……  
○議長(片岡健吉君) 御注意致シマスガ……  
○柏田盛文君(九十七番) 唯今ノ御演説ニ就イテ簡單ノ事ヲミ印尋ねシ

（林田昌義著「ナニワ音」略）  
ス、直キ分ルノデゴザイマス、此選舉法改正ハ、國民ノ意思ヲバ現行法ガ十分代表スルニ足ラヌト思フカラ出シタノデアル、ソレカラ近日増稅案ヲバ出ス積テアルガ、ソレガ兩方ノ案ガ全ク聯關シテ居ルト云フヤウナ御演説ト承ツ

タノデゴザイマスシテ見レバ、若シ此選舉法改正案ト云フモノガ否決セラレ  
マシタナラバ、將ニ出ダサントスル所ノ増稅案ト云フモノハ出ダサズシテ止  
マルノデアリマスカ、又増稅案ト云フモノガ若シ否決セラレマシタナラバ、此  
選舉法改正案ト云フモノハ、撤回セラル、ノデゴザイマスカ、其邊ヲバチヨッ

ト御説明ヲ請ヒマス  
○内閣總理大臣(侯爵伊藤博文君)此二法案ハ決シテ關聯シテ居ルモノデハアリマセヌ、又目今ノ選舉法ニ於テハ、國民ノ意思ヲ代表スルニ足ラヌトハ申シマセヌ、此上尙未増サレタラバ、國民ノ意思ヲ餘計ニ代表サレテ宜シカ

○大竹貫一君(二百三十三番) 先刻總理大臣ノ御演説中ニ増稅ノコトヲ發言  
サレマシタカラ、小生ハ此點ニ就イテチヨット確メ置キタイト存ジマス、總  
理大臣ガ即チ明治二十九年ニ於テ所謂戰後經營ト稱ヘラレテ、其時ニハ彼ノ  
營業稅ナリ登錄稅ナリ葉煙草專賣ナリ若クハ酒造稅増加ノ點ナリ、此四費目  
一、酒造稅、二、營業稅、三、登錄稅、四、葉煙草專賣稅也、是等、實爲實業、實爲財政計畫ノ柱ニ、是故、吾等、實爲實業、實爲財政計畫ノ柱ニ、是故、吾等、

テ増シテミテ十年ノ財政計画云々立テ是元陸海軍ノ擴張が出来  
稅ヲ増スノ必要ナイト云フコトハ、現今ノ總理大臣モ言ハレ、時ノ渡邊大藏  
大臣ヨリモ明言ヲ受ケタノデアリマス、然ルニ今日ハ已ムヲ得ヌカラシテ増

稅ヲスルト云フコトデゴザイマシタガ、是ハ時ノ總理大臣ノ計畫ヲ誤ッタカラシテ増稅スルモノデアリマスガ、其當時ニ於キマシテ、本員ハ二十九年ノ二月二十六日デアリマスガ、此ノ如ク過激ノ即チ危大ナル所ノ擴張ヲ爲シマスレバ、大イニ物價ノ騰貴ヲ致シ、トテモ始末ノ附カヌコトニナルカラト云フ質問ヲ其當時ニ出シテ置イタ苦ジアリマス、若シ此今ノ當局者ヲシテ言ハシメタナラバ、三十年度ニ於テ第二計畫ヲ松方内閣ノ折議會ガ贊成シタノト、今一ツハ海軍ノ擴張ヲシタコトデアルカラ、今日ノ增稅ヲシマシタト云フコトデアリマセウガ、ナレドモ其時ニ二十九年ノ歲計豫算ニ於テ、支那ヨリ收入スル償金ト云フモノハ、四千万圓ダケハ豫算ニ組込ンデアリマシタガ、其

他ノ償金ハ手ニ入レザルモノトシテ、別ニ書イテアツタノニアリマス、即チ三十年度ノ歳計豫算其他財政計畫ヲ見レバ、支那ヨリ得ル償金ハ、マルテ中ニ當該メマシタカラ、即チ第一ノ計畫ト申シ、或ハ海軍ノ擴張ト云フモノハ、償金ヨリ十分支出シ得ルコトニナツテ居リマシタ、然ラバ今ノ當局者トテモ、強チニ第二計畫ヲ協贊シ海軍ノ方ニ協贊ヲ爲シタタメニ、今日ノ増稅ヲ要スルト云フ譯デナクシテ、十年ノ計畫即チ二十九年ニ於ケル戰後ノ經營ト稱ヘラレタ所ノ計畫ハ、マルテ間違ヒアルト云フコトハ明ナコト、思ヒマス、何ノ必要ヲ以テ今日增稅案ガ出タカ、其計畫タルヤ間違ヒナイト御認定ナサルコトデアリマスカ、御明答アランコトヲ希望致シマス

○内閣總理大臣（侯爵伊藤博文君）此御質問ハ至極御尤ナ御質問デアリマスニ依クテ、唯此處デ其一端ヲ叩イテ御話シ申シマシテモ、十分ニ盡ス譯ニ參リマセヌカラ、其法案提出ノ上デ、政府ノ財政上ノコトハ如何ナル有様ニナッテ居ルカ、如何ナル變更ヲ來シテ居ルカ、如何ナル未來ノ狀勢ヲ現シテ居ルカト云フコトハ委シク御話ヲ申サセルヤウニ致シマス

○利光鶴松君(二百九十六番) 私ハ此選舉法提出ノコトニ就キマシテ、御質問ヲ致シマス、一體此選舉法ニ於キマシテハ、殆ト我邦ノ輿論トナツテ居リマシテ、殊ニ選舉法ノ中ニ於キマシテモ、財產ノ制限デゴザイマス、財產ノ制限ハ、現行法ニ於テハ最モ高キニ過ルモノデアルト云フコトハ、是マデ議會ニ於テ種々主張シテ參ッタ、又民間ニ於テモ一ノ輿論トシテ主張シテ參ッタ所ノ議論ガアリマス、然ルニ是マデ政府ハ常ニ是ト反対ノ意向ヲ持タレマシテ、——唯政府ト申シマシテモ、法律上ヨリ言ヘバ、屢々變ツテハ居リマス、變ツテハ居リマスガ、免ニモ角ニモ、此議會ノ意向ト政府ノ意向トハ、常ニ反対ノ

観察ヲ下シテ居リマシテ、政府ニ於テハ此財産ノ制限ハ、之ヲ五圓ニスルトカ云フコトハ、今日ノ民度ニ適セナイト云フ、議論ヲ持タレテ、常ニ此二ツノ議論ガ鬪ヒ、今日マデ經過シテ參<sup>タ</sup>ト云フコトハ、明ナコトデアリマス

○大竹貫一君(一百三十三番) 唯一言述べサシテ戴キタイ  
○利光鶴松君(二百九十六番) 発言中ニ何デス、御控ヘナサイ、——ソレデ一  
體政治家ノ責任ト云フモノヲ我邦デハ、政府モ滅茶苦茶ニシテ居ルガ、私ハ

唯政府ノミト言ハヌ、民間ノ政治家モ隨分馬鹿ナ無責任ナコトヲ言フテ居ル者モ多イガ、併シ此政治家ト云フ者ハ政府ト言ハズ民間ノ政治家ト言ハズ、最モ責任ガ大事デアル、殊ニ政治上ノ意見ガ間違ッテ居タト云フコトヲ輕ク見ルト云フコトハ、甚ダ政治社會ノ議論ヲシテ責任ヲ持タルト云フコトニ就イテ憂フベキコト、考ヘテ居リマス、然ルニ今日ハ幸ニモ此ノ如ク此議會及其他院外ノ民間ニ於テ主張シテ居リマス所ノ議論ニ組ニ一致致シマスル所ノ選舉法ガ出マシタノデゴザイマス、是ハ民度ガ進ダ今日マデハ現行法ガ民度ニ適シテ居タノデアルガ、即チ此現行法ガ民度ニ適セヌト云フ主張ヲ爲ス所ノ民間ノ議論ガ間違ッテ居タガ、時勢ガ進歩シテ即チ此ノ如ク改正ヲスルヤウニ民度ガ進ダ、即チ狀態ガ變更シテ參シタト云フコトノ主張ニナリマスカ、或ハサウデナクシテ是マデノ現行法ハ即チ財產ノ制限ナドヲ高クシテ置イタノハ、宜シクナイ、或ハ被選者ノ制限ナドガ嚴シカッタノハ宜シクナイトスル云フコトヲ認メテ提出ニナツタノデアリマセウカ、此ノ如キ質問ハ何デモナイト云ヘバナイヤウデゴザイマスガ、苟モ政治家トシテ其政見ガ能ク當シテ居タ達タテ居タト云フ政治家ノ責任ヲ重ズルト云フ點カラ見マスルト、此ノ如キ理由ハ最モ明ニシテ置クノ必要ガアラウト私ハ思ヒマスカラ、總理大臣ニ向シテ右兩條ノ中孰ガ御提出ノ主意ニナルカト云フコトヲ伺シテ置キマス○内閣總理大臣(侯爵伊藤博文君)斯様ナ法案ニ就キマシテハ、成ルベク慎密ニ考慮ヲ費シテ、而シテ之ヲ改正ヲシマシテモ、時勢ニ適當スルデアラウト云フコトヲ認メスマダニハ、幾多ノ歲月ヲ要スルコト、考ヘマス、即チ今日提出シテ所以ハ、國家ノ狀勢ノ變遷致シテ來ル以上、社會ノ政治思想モ段々發達シテ來タ故ニ、最早是ヲ改正スルノ必要ナ時期ノ到達致シタト見タデアリマス

○利光鶴松君(二百九十六番) 只今ノ御答ニ依リマスルト、即チ段々ト進デ來タト云フコトニナリマシテ、是マデ何ダカ改正ヲ主張シタ者ガ時期ヲ計ラヌカグタト云フコトノ御答辯ニ歸著致スヤウデゴザイマスガ、段々此選舉ノ有様ヲ見ルト第一期ヨリハ二期、二期ヨリハ三期ト云フヤウニ段々選舉ノ弊害ガ多クナリマシテ、隨分此醜聞惡弊ガ、一期ヨリハ二期、二期ヨリハ三期ト、段々惡ルクナカッテ少シモ良クナフタト云フ傾向ハ見エナイ、サウシテ見マスルト、此民度ノ即チ人民ノ智德ガ進デ参シタカラ宣シクナカッタノデアル、斯ウ云フコトデハナクシテ、却テ反對ニナツテ居ルヤウニ私ハ思フ、サウシテ見ルト云フト、矢張前ノヤウナ主張ヲサル、モノデアルナラバ、寧ロモウ少シ財產ノ制限デモ高クシタ方ガ宜クハナイカト思ヒマスガ、併シ私ハ議論ノ根底ヲ異ニシテ、サウ云フコトニ拘ラズ、制限ハ擴張シナケレバナラヌト云フ議論ノ根底ヲ異ニシテ居リマスカラ、私ハ議論ハサウデゴザイマセヌガ、幸ニ總理大ノデアルトスウ認メテ見マスルト、智德ガ高クナツタヨリハ、寧ロ反對ニ此考ヲシナケレバナラヌヤウニ信ジテ居リマスガ、果シテ唯今ノヤウナ御答デゴ

○大竹貫一君(二百三十三番) 説明ハ分リマシタ、併ナガラ此以外ニ租稅ハ徵收セヌト云フコトハ、少クトモ斷言ハ出來マセヌカ

○内閣總理大臣(侯爵伊藤博文君) 是ハ私ハドウモ明言スルコトハ御断リ申シマス

○齊藤信太郎君(三十九番) 此本案ハ時運ノ進歩ニ伴フテ、擴張ト云フ意味ヲ以テ、政府ガ提出サレタト云フモノデアルガ、果シテ然ルナラバ、衆議院選舉法ノミナラズ、其他縣會議員ノ被選舉權ノ如キモ、凡テ此時運ノ進歩ニ伴フテ是等フモノモ擴張サレルト云フ趣意デゴザイマスカ、其邊ヲ伺シテ置キ

○内閣總理大臣(侯爵伊藤博文君) 是ハ又其議案ヲ提出シタキニ辯明致シマス

○肥塚龍君(四十一番) 私ハモウ質問デハナイノデアリマスガ、幸ニ總理大臣ガ御出席デゴザイマスカラ、私ハ總理大臣ニ向シテ一言要求ヲ致シテ置キタイコトガアルノデゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 肥塚君——今ノ總理大臣ノ御演説ニ就イテノ御質問ナ

ラバ宜シウゴザイマスガ、外ノ事ハ許シマセヌ

○肥塚龍君(四十一番) 質問デハナイ、希望ナノデゴザイマスガ——希望ガ述ベラレナイト云フコトハアリマセヌ

○議長(片岡健吉君) 只今ハ日程ノ議事中デアリマスカラ、今ノ總理大臣ノ演説ニ對スルノ質問ナラバ許シマセヌ

○肥塚龍君(四十一番) 唯總理大臣ノ唯今演説セラレタコトニ就イテ、一言希望ヲ述ベテ置キタイトスウ云フノデス

○議長(片岡健吉君) 今ノ總理大臣ノ御演説ニ關シタコトナラバ許シマスケレドモ希望ヲ述ベルコトハ許シマセヌ

○肥塚龍君(四十一番) 唯今ノ總理大臣ノ演説ニ對シテ、實ハ其演説ノ意味ガ少シ解シ兼ヌルコトガゴザイマスカラシテ、成ルベク簡單ニ……  
(笑聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 質問ナラバ宜シウゴザイマス

○肥塚龍君(四十一番) ヲレデハ私ハ質問致シマセウ、長イ質問デハゴザリマセヌカラ、是デ申レマスルガ、先刻總理大臣ノ御演説ニハ、此重ニ選舉法改正ノ事ニ就イテ演説ヲセラレタノデゴザイマスカラシテ、本員ノ考ヘルノニハ、本日ハ總理大臣ガ御出席ニナリマスコトデアレバ、其政治全體即チ外交ノ大體、財政ノ大體ト云フヤウナ政治ノ大體ニ就イテ、御演説ガアルデアラウト、實ニ希望致シテ居リマシタ所ガ、誠ニ希望ニ副ハズシテ、總理大臣ノ御演説ハ、外ノ政府委員デ演説セラレテモ宜カリサウナモノ位ニ止マッタ演説デアツクノハ、甚ダ遺憾ニ存ズルノデアル、唯今總理大臣ガ演説ヲセラレマシタノニハ、財政ノ事ニ就イテハ、他日詳細ナル意見ヲバ此所デ述ベルト云フ御話デアツクノデゴザイマスルガ、之ニ就イテ私ハ一言御尋申シテ置キタウゴザイマスルノハ、他日總理大臣ナリ、或ハ其外ノ國務大臣ガ御出デニナルニシマシタ所デ、私ハドウゾ總理大臣ノ責任トテ、政治ノ大體ニ就イテ當議場ニ向テ御意見ヲ御述ベラ願ヒタイト思フノデゴザイマスルガ、其邊ノ所ハ總理大臣ニ於テハ其御見込ノアルコトデゴザイマセウカ、如何デゴザイマセウカ(笑聲起ル)相成ルベクハ總理大臣ヨリ全體ノ事ニ就イテ御意見ヲ承リタイ○内閣總理大臣(侯爵伊藤博文君) 希望トシテ承リ置キマス

○丸山嵯峨一郎君(二百七十一番) 私モ此案ニ就イテ、疑ノアル所ヲ質問致シマス、此改正ノ案ニ就キマシテハ、其主眼トスル所ハ、人民ノ權利擴張ニアルノデゴザイマス、然ルニ此……  
(演壇ニ登ルベシ分ラナイト呼フ者アリ)

(丸山嵯峨一郎君演壇ニ登ル)

(簡単ニヤト呼フ者アリ)

○丸山嵯峨一郎君(二百七十一番) 簡単ニヤリマス、此法典ノ主眼ト申シマスルノハ(「法典デハナイ」ト呼フ者アリ)改正法典アリマス、詰リ人民ノ權利ノ擴張ニアリマス、然ルニ其擴張ノ點カラ見マスルト、少シ權衡ヲ失スルノ

旗ガアリマス、即チ此郡部ノ被選舉人及市カラシテ選出サルベキ所ノモノト、之ヲ比較シテ見マスルト云フト、市ノ方ヲ重クシテ郡部ノ方ヲ輕ズル所ノ嫌居リマスカラ、却テ人民ノ意思ヲ代表スルニハ少數ナ者ヲ代表セシメテモ可ナルモノデアル、然ルニ郡部ニ較ベマスルト、却テ市ノ方ニ比例的重クシテガアリマス、一體市ト云フモノハ、郡部ニ較ベマスルト、交通ノ機關モ整フテ居リマスカラ、却テ人民ノ意思ヲ代表スルニハ少數ナ者ヲ代表セシメテモ可アルヤウニ考ヘラレマスガ、是ハ商工業者ニ重クシテ、或ハ農業者ニ輕キ所ノ嫌ヒガアリマスカラ、此邊ノ御考ヘハドウ云フ所思デ斯様ナ比例ヲ立ツタモノデアルカ一應質問ヲ致シテ置キタインデアリマス

(政府委員法制局長官法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(梅謙次郎君) 御質問ニ對シテ御答致シマス、先刻ノ御質問ハ二點アツクヤウデ、ソレカラ先づ先キニ御返答致シマス、先刻ノ質問ノ第一點ハ、選舉資格ノ中デ、地租ト所得稅若クハ營業稅ト云フモノハ、通算シナイコトニナツテ居ルガ、是ハドウ云フ譯カト云フ御尋デアツト心得マス、(大聲ニヤルベシ)ト呼フ者アリ)是ハ此法案ニ於キマシテハ、地租ハ五圓以上ト云フコトニナツテ居リマスルシ、所得稅營業稅ハ三圓以上ト云フコトニナツテ居リマスカラ、之ヲ通算スルト云フコトハ、餘程困難デアリマス、ソレ故ニ通算致シマセヌ、第二ノ御質問ノ點ハ、此被選權ニ三十歲ト云フ制限ヲ設ケタノハ如何ナル理由デアルカト云フコトデアリマシタガ)政府ノ見マスル所デハ三十歲位ニ達シタルモノデナケラネバ、其思想ガ未だ十分ニ定シテ居ラナイ者ト認メマシタノデアリマス、唯今ノ御質問ニ對シテ御答致シマスルガ、政府ノ見ル所デハ、今日ノ選舉法デハ農民ニ大イナル選舉權ヲ與ヘテ、商工業ヲ代表スル者ノ數ハ比較的少キニ失シテ居ルト認メマシタカラシテ、今度ノ案ハ商工業ヲ代表スル數ヲ多ク致シマシタノデ、是デ公平ニナツタ積デアリマス

○堀家虎造君(二百二十二番) チヨット今ノ質問ト關聯シテ居リマスカラ、此場デ御尋致シマス、唯今ドナタカノ御尋ニ御答デアリマシタガ、選舉權ヲ擴張シテ、郡部ノ方ハ一縣ヲ通シテ一選舉區ニヤラレマシタケレドモ、市ノ方ハ以前ヨリ狹クナツタ有様ニナツテ居ル、ソレハドウニ云フ理由デアルカ、ワレカラ又百條ノ所ニアリマス、現今市制ヲ施イテナイ所デ、町名デアリナガラ、其實ハ市制ヲ施クダケノ資力ノアルモノガアル、ソレ等ハ市制ヲ施イテナイノデアルカラ、改正ヲスルマデハ假令市制ヲ施イテモ、此法律ノ別表ヲ改正シナケレハイカヌト云フ明文ガアリマスガ、實際サウ云フヤウナ町名ハ、全國ニハ何箇所位アリマスカ、御取調ベニナツタ箇所ガゴザイマスレバ承リタ

令十人若クハ十二人カラ選ブコトニナフテ居リマシテモ、各選舉人カラ見レバ、矢張一人シカ選ベナイ、別段其點ニ不都合ハナイ積デアリマス、第二ノ御尋ハ、唯今數ヲ取調べテ居リマセヌカラ、數ヲ取調べタ上デ後日御答致シマス

○恵松隆慶君(百九番) 少シ質問致シマス、此選舉法デ見マスルト、誠ニ選舉權ハ擴張致シテ居リマスガ、然ルニ第三十五條ニ依リマスルト、無記名投票デアル、即チ文字ヲ書スルコト能ハザル者ハ、投票スルコトガ出來ナイ、斯ウナフテ居ル、一方デハ多數ノ人ニ選舉セシムルト云ウテ、又一方デハ自書スルコトノ出來ナイ者ハ投票ガ出來ナイト却テ從來ノ選舉人ヨリ數ガ減ルカモ知ラナイ、多數ノ人ニ選舉サセルコトナラバ、寧ロ記名ニシテ選舉サセテ、如何ニモ當ヲ得タヤウニ思ハレルガ、ソレヲ無記名ニシテ書スルコトヲ得ナイ者ハ、投票ヲサセナイト云フ精神ハ、ドウ云フ理由デアルカ、サウレテ又自書ノ出來ナイモノハ投票ヲサセナイ、即チ之ヲ無記名投票ト云フコトニ致シタナラバ、是ガ實際選舉場ニ於テ取締ガ出來得ルヤ否、實ニ選舉人ガ此法案ニ依リマスルト澤山アル、村ニ依ルト或ハ五十モ百モアル、其多イ中ニ於テ幾ラ立會ガアフテモ、伴ガ親父ノ代ヲヤフテ仕舞ハヌトモ限ラナイ、ソレ等ノ取締ハドウシテ附ケルノデアルカ、豫テ名簿ニデモ自書スルコトガ出來ルトカ出來ナイトカ云フコトヲ明記スルカ、サウモナラナイ、其書クコトガ出來ルヤ出來ナイカ、其實際ニ於テノ取締ハ是テ十分附クト云フ所ノ御見込ガアレバ、其邊ノコトヲ委シク承リタイ

○政府委員(梅謙次郎君) 第一ノ點ニ就イテ御答致シマスガ、自ラ文字ヲ書スル者デナケラネバ投票ノ出來ヌト云フコトニ致シマシタノハ、選舉權ヲ與ヘルト云フコトニ就キマシテ、單ニ資產ノミヲ見ル譯ニモイキマセヌカラ、責メテハ自己ノ名前モ書ケル、自己ノ名前デナクテモ、人ノ氏名モ實際書ケルト云フ位ノ人デナケラネバ選舉權ヲ持タスト云フコトニシテモ宜カラウ、一方ニ於テ資產ノ資格ヲ減シタカラ、斯様ナル制限ヲ設ケマシタル所デ、一般ニ申シマスレバ、選舉權ヲ大イニ擴張シタルコトニ相成ルカラ、其方ガ宜カラウト認メタノデアル、又第一ノ御問ニ對シテハ政府デハ取締ガ出來ル見込デアリマス

○恵松隆慶君(百九番) 其取締ノコトヲ問フノデアリマス、固ヨリ衆議院ノ三百ノ議員ノ中デモ、徽章ヲ附ケルカラ、守衛ハ之ヲ區別スルノニ差支ナシ、市ナドノ選舉ニナルト、何千人ノ選舉人ガアルカモ知ラナイ、ソレヲ自書スルカシナイカト云フコトハナカく立會人ガ一々覺エテ居ルト云フコトハ出来ナイ、其區別判斷ハドウシテ取締ガ附クカ、唯附クト云フバカリデハ分ラン、附クナラバドウシテ附クカト云フコトヲ今少シ詳シク承リタイ

○政府委員(梅謙次郎君) ソレハ議論ニ瓦リマスカラ、御答致シマセヌ  
○堀家虎造君(二百二十一番) 先刻ノ御答ハ私ノ御問ト少シ違テ居ルヤウニ思ヒマス、私ノ問ヒマシタノハ、唯今御答ニナツタ精神デ問フタノデハナカ

タ、一般ハ選舉區ノ區域ヲ擴ゲテアルガ、市タケガ從前ヨリ縮少シテ居ル、區域ガ狹タナルハ、ドウ云フ理由デアルカト云フコトヲ御尋シタ、ソレトモウツスト云フ有様ニナフテ居リマスカラ、實施ノ最初ハ名簿ガ二ツ出來ルヤウナ嫌ヒガアルヤウニ、本員ハ見ルノデゴザイマスガ、其邊ハ實際ニ於テ事務上差支ガナイノデアリマスカ、承リタイ、ソレトモウツハ、百六條ニ北海道ニ本法ヲ施行セヌコトニナフテ居ルノデゴザイマスガ、北海道トテモ隨分内地ト同等ダケノ繁華ナ處モアリマス、隨分アチラニモ選舉權ヲ擴張スル以上ハ、一祝同仁ニセナケレバナラヌコト、思ヒマスノニ、獨リ北海道ダケ本法ヲ施行セヌノハ、ドウ云フ理由デアルカ、ソレヲ承リタイ

○政府委員(梅謙次郎君) 第一ノ點ハ先刻ノ御答ノ中ニ含デ居ル積デアリマスケレドモ、更ニ御答致シマスガ、市ノ選舉區ハ狹クテ居リマスル、此狹クナフテ居ルト云フモノハ、選舉人ニ取シテ不利益デナイ、ナゼカト云フト郡デモ市デモ、各選舉人ハドウセ一人シカ選舉スルコトガ出來ナインデアリマス併シ被選舉人ノ資格ハ、ドウカト云フト、何人ヲ選ブモ可ナリト云フノデアリマスカラ、選舉區域ガ狹クナフテ居リマシテモ、ソレデ不利益デアルト云フコトハ申サレマイト思ヒマス、而シテナゼ郡ト市トヲ分ケマスルカト云フト、先刻申上げマシタ通ノ理由デ、市ハ概シテ商工民ガ多イ、郡ハ概シテ農民ガ多イ、デ、選舉ノ權衡ヲ得ルタメニハ、一緒ニ致シテ選舉スルト云フト、十分ニ權衡ヲ取ルコトガ出來ヌ、ソレデ分ケマシタノデアリマス、第二ノ御問ハ、本案ニ規定シテアルノデアラテ、其規定ノ結果成程仰ノ如キ面倒ガアルノデス、當分ノ内二様ニ名簿ヲ作ラナケレバナラヌト云フ面倒ハイアリマスケレドモ、是ハ新法實施ノ際ハ已ムヲ得ナイト存シマスルノデ、尙ホ第百四條第二項ニ就キマシテ、明治三十二年三月十五日後ノ補缺選舉ニ就イテハ、選舉人名簿調製ニ關シ勅令ヲ以て別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得ト云フコトガアリマス、幾分カ是ハ便法ヲ設クルコトモ出來ルト云フコトニナフテ居リマス第三ノ點ニ御答致シマスガ是ハポンノ當分此法律ヲ施行セズト云フノデアラテ、政府ニ於テ取調べテ之ヲ施行スルニ差支ナイト認メレバ、施行スルノデアリマス、直ニ施行スル準備ハ致シテ居リマセヌ

○岡本松太郎君(二百二十七番) 本員ハモウ質問ヲ止メタラ宜カラウト思フ、斯ノ如キコトハ委員會デヤル方ガ宜イ、故ニ委員選舉ノ方ニ御移リアラシコトヲ希望致シマス  
(賛成々々ト呼フ者アリ)

○關信之介君(百五十二番) 私ハ政府委員ニ對シテ御尋致シタ、此二十八條ニ「選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ投票ハ一人一票ニ限ル」ト云フコトデアリ

マスガ、例へば一府縣二十万人ノ選舉人ガアルトスルト、一府縣カラ十八ノ議員ヲ出ス時分ニ、十万人ガ残ラズ一票ヅ、一人ヲ選舉致シマシタ時分ニ、一票ニ限ルト致シマスト、後トノ九人ハ如何ナル選舉法ニ依リマスルカ、此法ノ實施ノ上ニ於テ關係ガアリマスカラ、此點ニ就イテ明瞭ナル御答ヲ得タイノデアリマス

〔政府委員法制局長官法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(梅謙次郎君) 唯今ノ御問ニ御答致シマスガ、此本案ノ六十七條

ニ依リマシテ、其選舉區内ノ議員定數ヲ以テ選舉人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數ヲ除シテ、得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アル者ヲ當選者ト致シマスノデアリマス

○中埜廣太郎君(二百七十七番) 此別表ニ衆議院議員ノ數ガゴザイマスガ、

市ト郡ト區別シタ數ハ、如何ナル譯デアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 是ハ斯様ナ標準デ數ヲ定メマシタノデス、市ノ方ハ五万人以下ニ就イテ一人、郡ノ方ハ十万人以下ニ就イテ一人、斯ウ云フ割合デ算出致シマシテ、行政ノ便利カラ市ハ別選舉區ト致シタノデアリマス

○奈須川光寶君(六十三番) チヨト伺フテ置キタイコトガアリマス、外デハアリマセヌガ、三十五條、此三十五條ニハ「文字ヲ書スルコト能ハサルモノハ投票スルコトヲ得ス」ト云フコトヲ新ニ置キマシタノハ、是レハドウ云フ御趣意デゴザイマスカ、一方デハ選舉權ヲ擴張シテ、一方デハ此選舉權ヲ文字ヲ書スルコトガ出來ナイ者ハ資格ヲ得ナイト云フ譯デアルカラ、文字ヲ書スルコトガ出來ナイ者ハ選舉スル能力ノナイモノ見タノデアリマスカ、序ニモウ一つ伺ヒマスガ、此選舉ノ文字ヲ書スルコトヲ得ナイタメニ資格ヲ失フモノガ、ドノ位ノ歩合ニナリマスカ、ソレヲ伺ヒタイ

○政府委員(梅謙次郎君) 本條ノ必要ニ就イテハ、先刻御答致シマシタガ、

此點ニ就イテ、從來ヨリカ幾分カ選舉權ガ狹クナルト云フコトハ無論認メナケレバナリマセヌ、外ノ點デモサウ云フコトガアリマスガ、併ナガラ是ハ先刻申上グマシタ通、必要ト認メタノデ、自ラ文字ヲ書スルコトノ出來ヌ者ニ選舉權ヲ與フル必要ハナイト認メタノデアリマス、サウシテ記名投票ト違フテ無記名投票デアリマスルカラ、尙更此制限ガナイト隨分弊害モ生ズルト認メタノデアリマス、併シ文字ヲ自ラ書スルコトヲ得ザル者ノ數ト云フモノハ、餘程分リ惡クイコトニアリマスノデ、唯今取調ベタモノハアリマセヌ

○横井甚四郎君(百九十八番) 此法律ノ中ニ、單ニ被選舉人ハ姓名ノミガ要居ルノデアルカラ、何處ノ人デモ入札シ得ルコトガ出來ル、故ニ此住所ト云

フモノヲ記載シナイ場合ニ於テハ孰ノ人ガ當選スルカト云フコトハ――尤モ日本人ニ於テハ同姓同名ト云フモノハナイヤウデゴザイマスガ、若シ之ヲ選舉致シマスル場合ニ於テ、所謂日本臣民中他ノ要素ハ餘程制限ガナクナクッテ

○瀧口歸一君(百六十三番) 市ト郡トノ區別ニ就イテノ御答辯ハ分ツテ居リ

マスガ、其御答辯ガマダ足ラヌカラ分ラヌ、其區別ヲ御尋シタイ(「委員會ニ於

テスベン」ト呼フ者アリ又「アナタハ委員ニナルカラ委員會ニヤリ給ヘ」ト呼

フ者アリ)私ハ發言ヲ許サレテ居リマス、此市ハ五万人、郡ハ十万人ト、斯ウ云

ト目安デアリマス、市ハ商工業者ガ多イカラ、比例上之ヲ適當ト見タト云フコ

トデアリマスガ、現ニ郡ニ工業者ノ多イコト市ト同様ナ所モアリマス、ドウ

モ御釣合上五万ト十万ノ差ヲ見ルト云フ事柄ハ甚ダ分リ難イ、之ニ就イテハ

政府委員ノ御見込ヲモウ少シ詳シク述べテ貴ヒタイ

○政府委員(梅謙次郎君) 如何ニモ御尤デゴザリマスガ、ドウモ法律ハ多少

杓子定規ニ瓦ルノデ、御尋ノ如キコトモアリマスガ、概シテ申セバ、市ノ方ガ商工民ガ多イ、郡ハ農民ガ多イト云フノデ、先ヅコ、等ノ權衡が最モ公平

ナモノト考ヘマシタ

○瀧口歸一君(百六十三番) 郡ニハ無シト云フ御認メデスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 無シトハ申シマセヌ

○議長(片岡健吉君) 最早質問ガ盡キタヤウニ思ヒマスカラ、議事日程ノ第

五委員選舉ニ移リマス

右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恵松隆慶君(百九番) 委員ハ二十七名トシテ議長ノ指名

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 最早質問ガ盡キタヤウニ思ヒマスカラ、議事日程ノ第

五委員選舉ニ移リマス

○議長(片岡健吉君) モウ議事日程ノ第五ニ移リマシタカラ  
○關信之介君(百五十一番) 此事ハ選舉法ニ就イテ非常ナ關係ガアリマス  
○議長(片岡健吉君) モウ許シマセヌ、モウ第五ニ移リマシタ、百九番カラ  
委員ノ數ハ二十七名ニシテ議長指名ニシテ宜セイト云フ發議ニアリマシテ、  
多數ノ賛成ガアリマス

(「賛成々々」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異論ガゴザリマセネバ、其通致シマス、議事日程第  
六競賣法案ノ第一讀會ニ移リマス、議案ノ朗讀ハ省略シマス、政府委員梅謙  
次郎君

(第六 競賣法案(政府提出))

(第一讀會)

(二 集會ノ年月日時)

三 發起人ノ氏名住所

○政府委員(梅謙次郎君) 競賣法案ト申シマスモノハ、是ハ民法並ニ商法ニ  
附隨シテ必要ナ法律案デアリマス、商法民法ノ規定ニ依リマスト、種々ノ場  
合ニ於テ競賣ヲシナケレバナラヌ、彼ノ債權者ガ強制競賣ヲ致シマス彼ノ場  
合デナクシテ、例ヘバ預クテ居ルモノヲ幾ラシテモ受取リニ來ヌト云フトキ  
ニ、其儘預クテ置クコトガ出來ナケレバ、時トシテハ競賣ニ付スルコトガ出  
來ルト云フヤウナ場合ガ民法商法中ノ到ル處ニアルノデゴザリマス、或ハ又  
此質物ヲ占有シテ居クテ、債務者ガ期限ニ至ラテモ返済ヲシナイト云フ所カラ  
シテ、之ヲ競賣ニ付スルト云フノニ、必シモ強制競賣ノ方法ニ依ルト云フコ  
トハ言ヘマセヌノデ、ソレラノ場合ノ競賣ノ方法ヲ定メマシタノガ、此競賣法  
案デアリマス

○議長(片岡健吉君) 御質問ガゴザリマセネバ議事日程ノ第七委員選舉ニ移  
リマス

(第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉)

○山本繁造君(百三十二番) 質問ハモウイケマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 質問ハモウ許シマセヌ

○山本繁造君(百三十三番) ソレデハ本案ニ就イテハ委員九名ヲ御指命ヲ請  
ヒマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ特別委員九名ヲ議長ガ指名スルコト  
ニ致シマス  
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程第八集會及政社法改正法律案ノ第一讀會  
ニ移リマス、議案ノ朗讀ハ省略シマス

(第八 集會及政社法改正法律案(工藤行幹君外四名 第一讀會 提出))

第一條 此ノ法律ニ於テ政談集會ト稱フルハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラ  
ス政治ニ關スル事項ヲ講談論議スル爲公衆ヲ會同スルモノヲ謂フ政社ト  
稱フルハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス政治ニ關スル事項ヲ目的トシテ  
團體ヲ組成スルモノヲ謂フ

第二條 政談集會ニハ發起人ヲ定ムヘシ  
政談集會ヲ開カントスルトキハ發起人ヨリ開會二十四時間以前ニ會場所  
在地ノ管轄警察官署ニ届出ヘシ  
政談集會ノ屆出ニハ左ノ事項ヲ記載シ發起人署名捺印スヘシ

(一 集會ノ場所)

第三條 前項ノ屆出アリタルトキハ警察官署ハ直ニ其ノ領收證ヲ交付スヘシ  
届出ニ記載シタル時刻ヨリ三時間ヲ過キテ開會セス若ハ三時間以上中斷  
スルトキハ届出ノ效ヲ失フモノトス  
法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲開ク所ノ集會ハ投票ノ日  
ヨリ前五十日間ハ第二項ノ屆出ヲ要セス

第四條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ若ハ多衆運動セントスルトキハ發起人ヨ  
リ二十四時間以前ニ會合スヘキ場所、年月日時及其ノ通過スヘキ線路ヲ  
管轄警察官署ニ届出テ其ノ領收證ヲ受クヘシ但祭葬、講社、學生、生徒ノ  
體育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラス  
屋外ニ於テ政談集會ヲ開キ又ハ政治ニ關ル意思ヲ表スルノ目的ヲ以テ公  
衆ヲ會同スルハ自由ノ交通ヲ遮断シタル地域内ニ限ルモノトス  
警察官署ハ安寧秩序ニ妨害アリト認ムル時ハ何等ノ場合ニ拘ラス屋外ノ  
集會又ハ多衆運動ヲ禁止スルコトヲ得ス

第五條 左ニ掲タル者ハ政談集會ノ發起人タルコトヲ得ス

二 公權剝奪又ハ停止中ノ者  
一 日本臣民ニ非サル者

三 官立、公立、私立學校ノ教員、學生、生徒  
ニ致シマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ開ク所ノ集會ハ投票ノ  
日ヨリ前五十日間ハ本條ノ限ニ在ラス

第六條 政談集會ニ於テハ日本臣民ニ非サル者ヲシテ講談論議者タラシム  
ルコトヲ得ス  
警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政談集會ニ臨監セシム

ルコトヲ得

發起人ハ臨監警察官ニ其ノ求ムル所ノ席ヲ供シ且集會ニ關スル事項ニ付

尋問

アルトキハ之ニ答フヘシ

第八條 集會及運動ニハ戎器又ハ兇器ヲ携帶シテ會同スルコトヲ得ス但制規ニ依リ戎器ヲ携帶スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 集會ニ於テ罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑律ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ又ハ賞恤シ又ハ犯罪ヲ教唆スルノ談議ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 會場ニ於テ故ラニ喧擾ヲ爲シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ會場外ニ退出セシムルコトヲ得ス

第十一條 集會ニ於テ講談論議ヲ停止スルコトヲ得ハ其ノ人ノ講談論議ニ妨害アリト認ムルトキハ警察官

第十二條 警察官ハ左ノ場合ニ於テ集會ノ解散ヲ命スルコトヲ得第一集會ノ成立此ノ法律ニ背キタルトキ

二 警察官ノ臨監ヲ拒ミ又ハ其ノ求ムル所ノ席ヲ供セス又ハ其ノ尋問ニ答ヘサルトキ

三 會衆騒擾ニ涉リ警察官之ヲ制止スルモ鎮靜セサルトキ

四 第五條第八條ノ違犯者多數ニシテ警察官ヨリ退場ヲ命スルモ其ノ命ニ從ハサルトキ

第十三條 第二條第三條ノ届出ヲ爲サシテ政談集會ヲ開キタルトキハ發起人ヲ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサルトキハ罰亦同シ

第十四條 第四條第五條ヲ犯シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條ヲ犯シタル發起人又ハ政談集會ニ會同スルコトヲ得サル者ヲ勸誘シテ會同セシメタル發起人ハ罰前項ニ同シ

第十五條 第八條ヲ犯シタル者ハ十一日以上三月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 第九條ヲ犯シタル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 警察官ヨリ解散ヲ命セラレタル後仍退散セサル者又ハ退出ヲ命セラレタル後仍退出セサル者ハ十一日以上三月以下ノ輕禁錮又ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 政社ニハ社員名簿ヲ備ヘ及役員ヲ置クヘシ

政社ハ組成後三日以内ニ其ノ役員ヨリ社名、社則、事務所及役員ノ氏名ヲ上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 政社ニシテ政談集會ヲ開クトキハ第二條ノ手續ヲ爲スヘシ但會場ヲ豫定シテ定期ニ集會スル者ハ之ヲ初期ニ届出ツルトキハ爾後ノ例會

キ亦同シ

役員ハ其ノ政社ニ關ル事項ニ付警察官ヨリ尋問アルトキハ之ニ答フヘシ

第十九條 政社ニシテ政談集會ヲ開クトキハ第二條ノ手續ヲ爲スヘシ但會場ヲ豫定シテ定期ニ集會スル者ハ之ヲ初期ニ届出ツルトキハ爾後ノ例會

ハ届出ヲ要セス其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキハ仍第二條ノ手續ニ依ルヘシ

第二十條 左ニ掲タル者ハ政社ニ加入スルコトヲ得ス

一 現役及召集中ノ豫備後備陸海軍人

二 警察官

三 官立公立私立學校ノ教員、學生、生徒

四 女子

五 未成年者

六 公權剝奪又ハ停止中ノ者

第二十一條 政社ニ於テハ日本臣民ニ非サル者ヲシテ加入セシムルヲ得ス

第二十二條 政社ニシテ支社ヲ設タルトキハ總テ政社ノ規定ニ依ル

第二十三條 結社ニシテ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

第二十四條 第十八條ニ違フトキハ其ノ役員ヲ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセス又ハ尋問ヲ受ケテ答フルニ實ヲ以テセサル役員ハ罰前項ニ同シ

第二十五條 第二十條ニ背キ入社シタル者及入社セシメタル役員ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條ヲ犯シタル役員ハ罰前項ニ同シ

第二十六條 第二十三條ノ禁止ノ命令ニ從ハシシテ仍結社ノ實アル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條 此ノ法律ヲ犯シタル者ハ刑法ノ自首減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用井ス

第二十八條 此ノ法律ニ關ル公訴ノ時效ハ六箇月トス

第二十九條 法律命令ニ定ムル所ノ集會ハ此ノ法律ニ依ルノ限ニ在ラス

第三十條 明治二十六年法律第十四號集會及政社法ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

○議長(片岡健吉君) 此案ノ提出者ノ説明ガアリマスカ、アリマセヌカ

○門馬尙經君(二百三十番) 提出者ハ病氣デ出ラレマセヌカラ、モウ宜シイデゴザリマセウ、分テ居マスカラ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ニ就イテ決議ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ、

次ハ議事日程第九ニ移リマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、金山從革君



〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ本案ヲ可決致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナイト認メマシテ本案ハ可決ニナリマシタ、

次ヘ議事日程ノ第十一民法中改正法律案ノ第一讀會ニ移リマス、元田肇君

### 第十一 民法中改正法律案(元田肇君外二名提出) 第一讀會

#### 民法中改正法律案

明治二十九年法律第八十九號民法中左ノ通改正ス

第二條 外國人ハ法律又ハ條約ニ依リ特ニ認許シタル場合ニ於テ私權ヲ享

有ス

(元田肇君演壇ニ登ル)

○元田肇君(百二十番) 私ガ演壇マデ態、出マシタノハ、發案ノ趣意ヲ此處

デ述ベヤウト云フ考テ、只今ハナイノテ實ハ民法第二條ノ修正意見ハ、私共

意見ヲ同ジウシテ居リマス者ノ前年來ノ宿題ニ係シテ居ルノデアリマス、ソ

レ故ニ此理由書ト云フモノガ、外ノ法文トハ違ヒマスカラシ、ドウカ御繁

忙デヘアリマセウガ、諸君ニ於テ御一讀ヲ賜フタ上ニ、議事日程ニ載セラ願

ヒタイト、斯ウ考ヘテ居リマシタ、然ルニ今日ノ議事日程ニ之ガ現レ出マシ

タ所ガ、諸君ニ議案ノ配付ヲ致シマシタノハ、昨日カ今朝位テハナカラウカ

ト私ハ思ヒマスルノデ、ドウカ是ハ唯今豫戒令ノ廢止案トカ云フヤウナ法律

ニ就イテ即決をキト云フコトガゴザイマスルガ、私ハ此案ヲ提出シナガラ、

即決ヲ希望シナイノデアリマス、デ、何卒滿場ノ諸君ガ御出ニナル處デ訥辯

ヲ以テ理由ヲ陳述致シマスルヨリモ、ドウカ此案ノ理由書ヲ御差縁ノ上ニ御

一讀ヲ賜フテ、然ル上ニ兩三日ノ内ニ改テ之ヲ議事日程ニ載セテ諸君ノ贊否

ヲ仰ギタイト考ヘマスル、デ、此事ヲ御依頼致シテ今日ハ議事日程ヨリ引キ

譯デアリマス、御異議ガゴザイマセヌケレバ今日ハ之ヲ引キタイト思ヒマス

○波多野傳三郎君(百二十五番) 私ハ提出者自ラガ日程ノ延期ヲ請ハル、ト

云フコトハ慣例ガアリマスルカラ、少シモ異議ハゴザイマセヌ、併ナガラ提出

者ガ今言ハレタル如キコトデ御延ベニナルト云フコトヘ、他日ノ慣例ヲ作ル

ハ如何デアラウカト存ジマス、即チ本員ハ提出者ガ出サレタル所ノ理由ヲ悉

ク拜見ヲ致シマシテ、如何ニモ提出者ノ博學多識ナルニハ驚キマシタ、内外ノ

事ノ典例ニ明デアル、學理ヲ述べテアル、日本現時ノ學者ハ動モスルト、歐

米ノ學理ニ明ナル者ガ、支那ノ歴史等ニハ暗イト云フコトガアリマスケレド

セ、歐米ノ學理ヲ述べ盡シタノミナラズ、其文章ハ韓退之ヲ引出シテモ及バ

スカト思フ位立派ナ文ガ書イテアリマス、如何ニモ結構至極ニ出來テ居リマスカラシテ、是ハ本員ガ讀ムトキガアルナラバ、他ノ諸君モ讀ムトキガ澤山アルト思ヒマス、然ルニ讀ムトキガナカツアラウカラ、延ベルト云フノ

デナク、唯提出者ガ何カ御考ガアルト云フナラバ、少シモ差支ナイガ、其理由ヲ以テハ將來甚ダ面白カラヌコトデアルト思ヒマス、此一言ヲ述ベテ置キマス

○元田肇君(百二十番) 波多野君ノ御好意ナル御忠告ニ依リマシテ、都合ニ

依リマシテ本日ハ引キマス、其中ニ又提出致シマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十一ハ提出者カラ都合ガアラテ延期シタ

イト云フ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ議事日程第十一ハ延期スルコトニ致シマス、次ニ議事日程第十二明治三十年法律第三十九號中追加法律案ノ第一讀會ニ移リマス、齊藤良輔君

○齊藤良輔君(二百四番) 本案ハ御覽ノ通、誠ニ單簡ナモノデゴザイマスルガ此案ヲ提出シマシタ理由デゴザイマスル、即チ現行法ヲ參照ニ添ヘテ置キ

マシテゴザイマスルガ、一體此法ヲ議シマスル場合ニ於テ、斯ノ如ク一筆内ノコトヲ處理スルニハ、聊カナ無難作ナコトデゴザイマシテ、即チ現行ノ範圍ヲ以テ施行スルコトガ出來ル、斯ウ云フコトニ政府デモ認メ、又議會デモ

認テ之ヲ決定シタ法デゴザイマス、然ルニ之ヲ實地ニヤフテ見マスルト、到底

ノコトヲ處理スルニハ、聊カナ無難作ナコトデゴザイマシテ、即チ現行ノ範

地租條例ト云フモノガアリマス、其施行手續ノ第十條ヲ見マスルト、斯ノ如

キ事項ト云フモノハ、須カラク官ノ許可ヲ得テセネバナラズ、サウシテ照シ

テ見マスレバ、條例ノ二十一條二十二條登録稅ノ第五條ニ依テ處理スルモノ

デゴザイマス、ソレテ大ナルモノガ出來、中ナルモノガ出來テ、獨リ一筆内ノ

コトガ出來ヌト云フコトニ成テ見マスレバ、實ニ農業ノ發達又地割ノ改良ト

云フコトハ到底出來ナイデゴザイマス、是故ニ此本案ヲ提出シテ、其不備

ヲ補フノデゴザイマス、倍テ此事ニ就キマシテハ、政府モ餘リ異議ハナイデ

ゴザイマスルガ、併ナガラ、財源ニハ幾分カ關係ガゴザイマスニ依テ、是ハ

即決ヲ願ヒタイト程ノコトデアリマスルケレドモ、念ノタメニ特別委員ニ付サ

レテ、宜シク練リマシテ、然ル上決シマシタ方ガ實地ノ方モ明ニナテ宜カ

ラウト思フ、私カラ特別委員ヲ希望シマセヌケレドモ、其方ガ完全ナ法ガ出来ヤウト考ヘマスカラシテ、聊カ説明ヲ致シテ、諸君ノ贊成ヲ請ヒマス  
○白田省吾君(百六十二番) 矢張唯今齊藤君ノ御演説ニナリマシタ此追加法律案ハ、矢張委員ヲ九名拵ヘマシテ宜シク審査ヲ付託致シタイト云フ私ノ考、其委員ノ選出方ハ矢張議長ニ御任セヲ願ヒマス

〔「贊成」ト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 今百六十二番カラ此案ニ就イテハ、特別委員九名ヲ議長ノ指名デ設ケルト云フ動議ガアリマシタガ、御異議ハアリマスマイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、議事日程第十四ニ移リマス——十三ニ移リマス

○大竹貫一君(二百三十二番) 唯今十四ト仰シヤツタノハ、十二デゴザイマスカ  
○議長(片岡健吉君) サウデゴザイマス、私ガ誤リマシタ、十二デゴザイマス

○大竹貫一君(二百三十二番) 是ニ就イテ請求ガアリマスルガ、私ハ提出者ノ一人デアリマスルガ、工藤行幹君ガ是ニ就イテハ大イナル意見ヲ把持シテアルカラ、自身自ラ出院スル考デアリマシタガ、本日ハ不快ニ就キマシテ、缺席致シマシタ、依テ他日マテ延期ヲ申遣ハシテ參リマシタカラ、私ガ工藤行幹君ニ代々テ延期ヲ希望致シマス、續テ十四モ十五モ是ト共ニ延期セラレシコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 今提出者カラ本案及日程ノ第十四第十五ヲ併セテ延期シテ貰ヒタイト云フ請求ガアリマシタガ、御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 然ラバ日程第十三十四十五ノ三ハ延期スルコトニシマス、チヨウト諸君ニ宣告致スコトガアリマス、明日ハ議事日程ニ上ス程度ニ進ンダル所ノ議案ガアリマセヌカラ、休會致シマス積デアリマス、議事日程ハ追テ書面ヲ以テ諸君ニ通知致シマス、ドウゾ委員ニナラレタ諸君ハ、其託サレタル案ヲ成ルベク速ニ調査セラレテ、早ク御報告アランコトヲ希望致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時四十八分散會

衆議院議事速記録第四號正誤

頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
二八	下	三三	十三名	三十名	三七	下	一九	低課	低價
三二	下	三四	完全	健全	三七	下	二〇	低課	定課
三五	下	三〇	二十四條	二條	三七	下	二四	低課	低價
三六	上	三一	二十四條	二條	二四				
		二十四條							